2012 (平成24年)

年金機構業務

No.013

SEPTEMBER

ううしん

○ 年金給付(相談)事務に関するお知らせP.1
○ 障害年金業務に関する大切なお知らせ(その8)····P.45
○ 金融機関の新設·店舗名称変更P.73

≪もくじ≫

1.	年金給付(相談)事務に関するお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	〇【特集】全国一括業務部門に寄せられた問合わせについて(第1回)・・	• 3
	〇【指示・依頼】年金請求書等における「受取機関」欄の確認方法 ・・・	7
	○【指示・依頼】特定警察職員等である方の老齢基礎年金の繰上げ 請求にかかる注意喚起 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	○【指示・依頼】外国人登録制度の廃止に伴う外国人に係る裁定請	
	求書等の添付書類の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
	〇【指示・依頼】住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに伴う脱退一時金の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	〇【指示・依頼】合算対象期間等に関する説明様式の見直し ・・・・・	3 8
	〇【情報提供】船員保険職務上年金の年金額の改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
2.	障害年金業務に関する大切なお知らせ(その8) ・・・・・・・・・・	4 5
	〇【指示・依頼】言語機能の障害に関する対応【抜粋版】 ・・・・・・ (診断書等の取扱い)	4 6
	〇【指示・依頼】障害給付年金請求書(障害厚生)を進達する際の	
	裁定請求書登録(取消)処理の取扱い・・・・・・・	6 2
3 .	金融機関の新設・店舗名称変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
	〇【情報提供】金融機関の新設 (平成 24 年 8 月 15 日支払分から新設) ・・・・・・・	7 4
	〇【情報提供】金融機関の店舗名称変更	, .
	(平成 24 年 8 月 15 日支払分から変更) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
	(「みちのく銀行」の金融機関コード相違)・・・・・・・	8 0
	〇【情報提供】金融機関の店舗名称変更	
	(平成 24 年 9 月 14 日支払分から変更) ・・・・・・	8 3

1. 年金給付(相談)事務に関するお知らせ

○【特集】全国一括業務部門に寄せられた問合わせについて(第1回) 【業務管理部 業務管理グループ】

これまで全国一括業務部門に寄せられた「問合わせ」をまとめました。今後の 業務の参考としていただきたくお知らせするものです。

〇【指示・依頼】

年金請求書等における「受取機関」欄の確認方法 (平成 24 年 6 月 13 日 給付指 2012-140)

平成23年11月24日【給付指2011-287】「年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める改正省令」でお示しした確認方法を整理したものをお知らせしたものです。

○【指示・依頼】

特定警察職員等である方の老齢基礎年金の繰上げ請求にかかる注意喚起 (平成 24 年 6 月 22 日 給付指 2012-145 年相指 2012-53)

特定警察職員等である方から老齢基礎年金の繰上げ請求があった場合に、 適切な繰上げ請求方法の案内を行っていただくようお願いしたものです。

〇【指示・依頼】

外国人登録制度の廃止に伴う外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱い (平成24年6月27日 給付指 2012-148)

住民基本台帳法等の改正法の施行(平成24年7月9日)に伴い、平成24年7月9日以降の外国人に係る裁定請求手続きの添付書類及び合算対象期間の確認に必要な書類の取扱いについてお知らせしたものです。

〇【指示・依頼】

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに伴う脱退一時金の取扱い (平成24年7月6日 給付指 2012-156 国年指 2012-235)

住民基本台帳法等の改正法の施行(平成24年7月9日)に伴う、脱退一時金の取扱いについてお知らせしたものです。

(次頁につづく)

(前頁よりつづく)

〇【指示・依頼】

合算対象期間等に関する説明様式の見直し

(平成 24 年 8 月 22 日 年相指 2012-73)

外国人登録制度の廃止に伴う年金請求に必要な書類が変更されたことなどの見直 しについてお知らせしたものです。

〇【情報提供】

船員保険職務上年金の年金額の改定(賃金スライド) (平成24年7月30日 給付情 2012-105)

船員保険職務上年金の賃金スライドによる年金額改定が、平成24年8月分(平成24年10月定期支払)から実施されることについてお知らせしたものです。

全国一括業務部門に寄せられた問合せについて(第1回)

全国一括業務部門に寄せられた「問合せ」をまとめました。今後の業務の参考にしていただきたく、「業務つうしん」の紙面を利用して、年金事務所、事務センター、ブロック本部の皆さまにお知らせします。

今後も、第2回、第3回と続けてきたいと考えていますので、ご活用をお願いします。

I 不備返戻関係

1. 軽微な記入もれは返戻でなく、電話で確認・対応をしていただけませんか。

(答)

届出書、請求書等はお客様の届出に基づき、機構が事務処理をするものです。したがって、本来、お客様に断りなく追加・修正することは適切ではありません。

また、本部職員には不注意などによる軽微な記入もれと思えても、お客様の事情をよく確認せずに追加・修正することで、思わぬトラブルにつながることもありますから、直接お客様と接している年金事務所・事務センターに返戻し、修正をお願いすることとしています。

2. 返戻は早めにしていただけませんか。

(答)

届書の審査を行っている段階で返戻すべきと判断したものは、速やかに直近の業務連絡便(カバン発送)でお返ししています。しかしながら、業務の集中等により、受付から審査に至るまでに時間を要してしまった場合には、返戻までに時間がかかってしまうケースも生じています。

書類が滞留しないよう、業務の進捗管理に留意し、速やかに返戻できるよう努力しておりますのでご理解願います。

Ⅱ 障害厚生年金関係

3. 初診日に関する返戻が多いので、留意点を教えてください。 また、受付の際の留意事項等の具体例を示してください。

(答)

機構LAN(*注)に掲載しております「国民年金・厚生年金保険障害給付(障害厚生)受付・点検事務の手引き」につきまして、年金事務所・事務センターの皆様からいただいた

ご意見ご要望を取り込んだ平成24年度版が完成しました。今回も、改訂前と同様、初診日のとらえ方や診断書様式ごとの留意事項を掲載していますので、ご活用ください。 (*注)(全国共有(W)>*25障害年金業務部)

4. 健康診断の結果で要治療となっています。これを受診状況等証明書の代わりとできますか。この場合、受診状況等証明書の添付が省略可能ですか。

(答)

原則として受診状況等証明書は、初診日等の証明として必要です。

健康診断結果により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、健康診断日が 初診日となる場合があります。

5. 初診証明がとれない場合、受診状況等証明書が添付できない理由書をつけているにも かかわらず、参考資料(写)を求める返戻があるのはなぜですか。

(答)

証明書がとれない場合は、受診状況等が確認できる客観的資料により総合的に判断する ため、参考となる資料が他にないかを確認しています。

例)入院していた→健保記録、紹介された→紹介状の写、薬の服用→おくすり手帳 交通事故→事故証明や労災の事故証明(写)、新聞記事 身体障害者手帳→身体障害者手帳申請時の診断書(写) 医療情報サマリー、初診日がわかる診察券(写)等 他

参考資料がない場合はその旨を記載して再進達してください。

なお、年金請求書の受付時に初診日の証明書がとれない場合、参考資料の有無を確認し、 添付できないことを確認した資料については、事務連絡欄等に記載してください。

Ⅲ 再裁定、時効特例給付関係

6. 死亡者の記録判明によって再裁定が必要となり、原簿を復元したところ、過去に未支 給請求を行っていませんでした。今回初めて未支給請求をするにあたり、遺族年金が決 定されている場合でも戸籍等の添付書類は必要でしょうか。

(答)

このようなケースについては新たな請求書として受付をしますので、添付書類を省略することはできません。平成23年3月24日【給付情 2011-40生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い】を参照の上、必要な書類を添付してください。

IV 生計維持申立書関係

7. 生計同一の認定基準に係る生計維持の申立書について種類別になっているが、配偶者と子以外の未支給の経済的援助にかかる申立について返戻となるケースがあります。指示・依頼(平成23年4月15日給付指2011-115「生計維持関係等の認定事務の取扱い」)の「別紙3」が配偶者と子以外の経済的援助の申立とされていますが、遺族年金の場合は死亡者から遺族年金のパターンしかないが、未支給の場合逆のパターンもあり、実態をそのまま書くと返戻となるケースがあります。なんとかなりませんか。

(答)

生計維持申立書の見直し(生計維持要件のために添付する書類等に関する内容)については、年金給付部において検討中です。

当面は、様式について不十分な点については付記することで対応してください。

V その他

8. 年金事務所から至急処理をお願いすることがありますが、何とか対応していただけませんか。

(答)

業務スケジュール外での至急処理が一般化すると、業務スケジュールそのものが無意味 になり、真に至急処理が必要な場合の対応にも影響が及ぶことにもなります。

可能な限りご依頼にそって処理を行いたいと考えていますが、業務スケジュールどおり進達された届書の処理の状況によっては、そちらを優先せざるを得ない場合があることをご理解ください。

9. 扶養親族申告書の引き抜きはできませんか。どうしても確認したいとのお客様がいらっしゃいます。

(答)

現在、日本年金機構においては、新規裁定者及び扶養親族等に前年から変更となった方以外の扶養親族等申告書は、約 600 万件あり、この扶養親族等申告書(ハガキ)は一斉に機械読取処理の後、約 1,000 箱のダンボールに保管している為、特定の方の扶養親族等申告書を抽出することはできません。

お客様からご照会があった場合には、オンライン画面に基づきご対応いただくとともに、 収録情報と相違している旨の申出につきましては、扶養親族等申告書(手書用)の提出を 依頼してください。 また、市区町村等から同様に個別の扶養親族等申告書の抽出依頼がありました際にも、抽出はできない旨の回答をお願いいたします。

なお、費用等の課題がありますが、特定の方の扶養親族等申告書の抽出につきましては 検討してまいりますが、「前年と変更なし」の扶養親族等申告書につきましては、ただちに 対応することは非常に困難ですので、ご理解のほどお願いいたします。

10. 支払ヘルプデスクがありません。支払部の各担当Gへ直接聞いても構いませんか。

(答)

マニュアルインストラクターなどで確認できない場合は、支払部支払1~5Gの各担当Gにお問い合わせください。 なお、問い合わせいただきました結果は、事務所内はもとより、諸会議等の場を通じてその内容を広く共有していただけると問合せ対応の省力化となりますので、ご協力をお願いします。

◎この記事についての問合せ先

冒頭部分にありますように、各部室への問合せをQ&A形式にして、業務管理部業務管理Gで取りまとめたものですから、詳細な問い合わせは各担当の部・室・グループにしていただくようお願いします。

なお、担当がわからない場合は、業務管理部業務管理グループへお問い合わせください。

平成24年8月28日

平成 24 年 6 月 13 日 給付指 2012-140

年金請求書等における「受取機関」欄の確認方法(指示・依賴)

	本	部	ブロ	ック	本部	事務センター					年金事務所						
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G (総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記 録 G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0					0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	1	>			

本部関係部

年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的·趣旨

平成 23 年 11 月 24 日【給付指 2011-287】「年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める改正省令」 (指示・依頼)においてお示しした確認方法を整理するとともに、その内容をお知らせするものです。

ポイント (内容)

1. 事務の取扱い

- (1) 「受取機関」欄に記載された内容と「金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号、口座名義人」 (以下「口座番号等」という。)を証明する書類との確認方法は、以下のとおりです。
 - ① 請求書等に金融機関の証明印(金融機関の証明書)がある場合
 - → 「口座番号等」が正しく記載されていること及び証明印が押印されていることを職員等が確認すること。
 - ② 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類の添付がある場合
 - → 「口座番号等」が正しく記載されていることを職員等が確認した上、「金融機関の証明」欄 等に<u>確認した旨の表示</u>を付すこと。
 - ③ 出張相談等において、上記②の書類の添付が困難であり、職員等が上記②を目視で確認した場合
 - → 「口座番号等」が正しく記載されていることを職員等が確認した上、「金融機関の証明」欄等に<u>確認した旨の表示</u>を付すとともに職員等の私印等を押すこと。
 - ※ <u>確認した旨の表示</u>の例: <a>の、<a>預金通帳により確認、<a>口座番号等確認済、<a>〇〇市窓口にて確認 <a>ただし、優先的に使用する表示は働とします。)
- (2) 対象となるマニュアルへの記載は追って行います。

|2. 市区町村役場への周知|

〇 この取扱いについての市区町村役場に対する周知は、事務打ち合わせ等の機会を利用して行ってください。

業務処理要領【マニュアル】 年金給付 Ⅰ裁定 Ⅱ諸変更 Ⅳ進達 Ⅵ老齢福祉年金 Ⅷ特別障害給付金 Ⅷ農林共済関係 審査担当チェック欄 ■

照会先 本部 年金給付部 給付指導 G 担当 戸田 <u>松村</u> 越智 正木 道(唐)

年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める改正省令(指示・依頼)

		部	ブロ	ブロック本部		身	事務センター				年金事務所			
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国 年 G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	V	V			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、品質管理部 業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的·趣旨

「総務省行政評価局長から厚生労働省年金局長あてに発出されたあっせん」及び「お客様からの要望」等を踏まえ、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第136号。以下「改正省令」という。)」が平成23年11月18日に公布・施行され、改正省令に基づき年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認めることになったので、その取扱い等をお知らせします。

ポイント(内容)

- |1. 改正省令の概要| (平成 23 年 11 月 18 日年発 1118 第 1 号) 【別添 1 】
 - 〇「預金通帳の記号番号」と記述されている箇所が「預金口座の口座番号」に改められました。
 - 〇「払渡希望金融機関の証明書」と記述されている箇所に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」が加えられました。
- 2. 事務の取扱い (平成 23 年 11 月 18 日年管管発 1118 第 1 号) 【別添 2 】
- (1)請求書等に、次の①から③のいずれかが付されている場合には、当該請求書等に記入いただいた「金融機関名、支店名(支店コード)、口座番号、口座名義人」を証明するものとして取り扱います。
 - ①請求書等に押印された金融機関の証明印(金融機関の証明書)
 - ②預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
 - ※預金通帳、キャッシュカード及び金融機関が発行する書類のコピー等
 - ※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等
 - ③出張による年金相談等において、上記②の添付が困難であり、職員が上記②を目視で確認した場合には、請求書等に押印された当該職員の証明印
- (2)請求書及びパンフレット等の帳票類並びに業務処理要領【マニュアル】については、順次見直しを 行い、該当箇所の追加・訂正は追ってお知らせいたします。
- |3. 市区町村役場への周知|(平成23年11月18日年管発1118第2号)【別添3】
 - 〇 上記2の事務の取扱いにあっては、市区町村役場に対し、通常業務及び事務打ち合わせ等の機会を 利用して、十分に周知を行って下さい。

照会先

本部 年金給付部 給付指導 G 担当 : 笠井、小野寺

連絡先 : (直通) |

審査担当チェック欄 ■

例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)第五条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金 給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律 十三年法律第八十八号)第百十六条、₹と早食呆倹の呆倹給付及び国民年金の給付に係る時効の特十三年法律第八十八号)第百十六条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百四十一号)第百十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百○厚生労働省令第百三十六号 に基づき、 国民年金法施行規則等の 一部を改正する省令を次のように定める。 (平成二十一年法律第三十七号) 第二十条の規定

第 第二十一条第一項第二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」にお通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。項第十二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下 第十六条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令 『母う』 「一月十八日 を「預金口座の口座番号」に改め、同条第

書類」を加える。め、「証明書」の下に「、 預条

預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる

第六十一条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「第六十条の二第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、第四十条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 一項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 、同条第 「、同々

と」を削る。 号中「についての当該払渡希望金融機関の証明書」とあるのは「を明らかにすることができる書類」第六十三条の二中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「、同条第二項第三 に改める。

第六十三条第一項第四号及び第二項第三号中

「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」

番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者(預金口座く。)」を「第十六条第一項第八号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座第八十条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を除第、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に名。首を 、の払込みを希望する者を除く。)」を「第十六条第一項第八号ロに規定する者」 に改める

第 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 (厚生年金保険法施行規則の一部改正)

写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 MESON (1997年) | 1997年 | 1997 |項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の第三十九条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第 第四十二条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、

通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 一項第十号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金第四十四条第一項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第

(号外第 248 号)

写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 第五十五条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の第五十五条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第2帳の写しその他の預金口座の口 図番を きりしょしょ

通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 |項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金第五十八条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第 『『『き』『『子』『頁を重長り己手番号』を「質金口蛮の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預第六十条第一項第十四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第2側の写しるの作の予会工具の工具語書。エーニーニー

|項第十四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、

る。

写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の 第七十二条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第 第六十条の二第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 |項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金第七十五条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第 第七十六条の二第一項第四号及び第二項第三号並びに第七十六条の四第一項第六号及び第二項第 第七十五条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、

口座番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者(預 口座番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者(預金除く。)」を「第三十条第一項第十一号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の 口座への払込みを希望する者を除く。)」を「第三十条第一項第十一号ロに規定する者」に改める 附則第七項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 第八十八条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(ロに規定する者を 附則第六項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 附則第十一項第十一号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」 附則第十項第十号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 0

第三条 金融機関」に改め、「証明書」の下に「、 ることができる書類」 項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に、「払渡金融機関」を「払渡希望 第百十五条第一項第九号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにす

> の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 第百二十一条第一項第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同 預金通帳

することができる書類」を加える。 の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかに 第三項第三号中「第一項第五号イ」を「第一項第七号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座 第百二十四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条

条第三項第八号中「前項第十号イ」を「第一項第十一号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口第百二十九条第一項第十一号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同 の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 座の口座番号」に改め、「ついての」の下に「当該」を、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその 他

らかにすることができる書類」を加える。 金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明 号ロ」を「第百十五条第一項第九号ロ」に改め、同条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預 に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「第百五十五条第一項第九 第百三十条第一項第四号イ中「第百五十五条第一項第九号イ」を「第百十五条第一項第九号イ」

の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加え 十二号」を「前項第十号イ」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」 ロ中「第百十五条第一項第九号ロ」の下に「に規定する者」を加え、同条第二項第七号中「前項第 第百三十一条第一項第十号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、

条ノ十七ノ四、第八十二条ノ十七ノ八の項の次に次のように加える。 十第一項、第八十二条ノ十ノ二第一項、第八十二条ノ十ノ三、第八十二条ノ十二第一項、ノ四、第八十二条ノ四第一項、第八十二条ノ四ノ二第一項、第八十二条ノ九第一項、第5 第八十一条ノ四第一項、第八十二条ノ三ノ二第二項、第八十二条ノ三ノ三第一項、第八十二条ノニ 十五条ノ七第一項、第七十五条ノ八、第八十一条第二項、第八十一条ノ二第一項、第八十一条ノ三、 第七十四条ノ六第一項、第七十四条ノ七第一項、第七十四条ノ十、第七十四条ノ十二第一項、第七 三第一項、第七十三条ノ四第一項、第七十四条、 |第一項、第七十三条ノ四第一項、第七十四条、第七十四条ノ四第一項、第七十四条ノ五第一項、附則第一条の表第四十八条ノ八、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条ノ二、第七十三条 第八十二条ノ 第八十二

一一年の一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十第年 十第年 十第年 十第年 十第年 十第年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第
証明書	預金通帳ノ記号番号
書類金田座ノ口座番号ヲ明ラカニスル証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預	預金口座ノ口座番号

第四条 その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 (老齢福祉年金支給規則の一部改正) 第八条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項 第十三条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」 第二条第一項第三号イ中 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。 に改める。 預金通帳の写し

を次のように改正する。 (国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正) 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令 (昭和六十一年厚生省令第十七号) の 部

附則第八条の表第十六条第一項第七号の項の次に次のように加える

及び第二項第三号第二十八条第一項第六号並びに五条第一項第六号並びに不会第一項第六号がに 預金通帳の記号番号 預金口座の口座番号

附則第八条の表第十六条第 項第 一号の 項 の次に次のように加 える

附則第八条の表第二 号び第二十八条第二項第三第十六条第二項第四号及 一十一条の項下欄中 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書一十一条の項下欄中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 証明 ることができる書類領金口座の口座番号を明らかにす証明書、預金通帳の写しその他の

類」を加える。 「証明書」の下に「、 附則第八条の表第二十五条第二項の項下欄中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」

きる書類」を加える。 に改め、「証明書」の下に 附則第十四条第一項の表第三十条第一項第十号、第三十条の二第一項第二号及び第三号、 乛 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることが で

号、第七十六条の九第二号、第七十六条の十二第一項第二号、第七十六条の十三第二号、第七十六第一項第二号、第七十六条の六第一項第二号、第七十六条の七第一項第二号、第七十六条の三第一項第二号及び第三号、第七十六条の四第一項第二号、第七十六条の五第七十二条第一項第二号、第七十三条第二項第二号、第七十四条第一項第三号、第七十五条第一項 五十六条第二項第二号、第五十七条第一項第三号、第五十八条第一項第三号、第六十一条第一項第第五十条の二第二号、第五十三条第一項第二号、第五十四条第二号、第五十五条第一項第二号、第 第二号、第四十八条第二号、第四十九条第二号、第四十九条の二第二号、第五十条第一項第二号、四第一項第三号、第四十四条の二第一項第二号及び第三号、第四十六条第二号、第四十七条第一項第一項第二号、第四十三条の十二第二項第二号、第四十三条の十三第一項第三号、第四十三条の十二第一項第三号、第四十三条の十二第一項第三号、第四十三条の十二第一項第三号、第四十三条の十二第一項第三号、第四十三条の十二 第四十三条の五第二号、第四十三条の九第一項第二号、第四十三条の十第二号、第四十三条の十一三条の二第一項第八号、第四十三条の三第一項第二号及び第三号、第四十三条の四第一項第二号、 条の十四第一項第二号、第七十六条の十五第二項第二号、第七十六条の十六第一項第三号、 条の六第二号、第六十六条第二号、第六十七条第二号、 第五十条の二第二号、第五十三条第一項第二号、第五十四条第二号、第五十五条第一項第二号、 六条の十七第一項第三号並びに第八十二条第三項第一号の項の次に次のように加える。 十五条の三第一項第二号、第六十五条の四第一項第二号、第六十五条の五第一項第二号、第六十五 四条の二第二号、 一号及び第三号、 項第二号、第四十条第二項第二号、第四十一条第一項第三号、第四十二条第一項第三号、第四十 条第一項第二号、 項第二号、 · 第三十四条の二第二号、第三十七条第一項第二号、第三十八条第二号、第三十九条第第二号、第三十二条第二号、第三十三条第二号、第三十三条の二第二号、第三十四条第 第六十二条第一項第二号、 第六十四条の三第二号、第六十五条第一項第二号、第六十五条の二第二号、第六 第六十三条第一項第二号、第六十四条第二号、 第七十条第一項第二号、第七十一 条第二号、 第六十

> 預金通帳

の記号番号

預金口座の口座番号

附則第十四条第 項の表第一 二十条第二 一項第八号の項の次に次のように加える。

号及び附則第十項第四六号及び附則第十項第四十三条の二第二項第第三十条第二項第九号、 四第 る預証の金のである。 こができる書類 「座の口座番号を明らかにす」、預金通帳の写しその他の

座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 五十八条第三項、 **- 欄、第五十五条の項下欄、第七十二条の項下欄並びに第七十六条の十四の項下欄中** 附則第十四条第一項の表第三十九条の項下欄 | 第七十五条第三項及び第七十六条の十七第三項の項下欄、 第四十二 一条第三項 預金通帳の写しその他の預金 第四十三条の十四第三項 第四十三条の十一の項 「預金通帳 第

附則第二十一条第一項の表第五十条第一項第九号ロの項の次に次のように加える

附則第一 + 条第 項の表第五十条第一 預金通帳ノ記号番号 一項第十号の項の次に次のように加える 預金口座ノ口座番号

第 干 一条第 項 の表第六十二条ノ二の項を次のように改める 証明書

書金証 類口明

|座ノ口座番号ヲ明ラカニスル||書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預

第六十二 一条ノニ 希望郵便局名及所在地金通帳ノ記号番号又ハ払渡ー 払渡希望金融機関名及預 次ニ掲グル事項
次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々 機関名及預金口座ノ口座番号ル者ヲ除ク) 払渡希望金融機関ヲ希望スル者(ロニ掲グ機関ヲ希望スル者(ロニ掲グ

-11 -

附則第二十一

一条第一

一項の表改正前の厚生省令第三十一号の項

を

七附 号則 第七項 第 番のてすけ遺障 号証はるる族害 書それる名権年ののに 記年あるをを又 号金つ有受は 号 番 号 通 帳 0 記 はの証とのあ定生後昭 記種書が名つす省の和 号別又で称てる令厚六 番及はき及は公第生十 号びこるび当的三年一 預 金 口 座

書類」 附則第1 座番号」 を加える。 $\overline{+}$ に改め、 条第 「証明書」 項の表第六十六条第一 の下に 乛 預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ 項 の項下欄中 「預金通帳ノ記号番号」 七附 号則 第七項第 を ,明ラカニスル 「預金口座

書金証座掲

日本 名望希ルノニ規法便之定十大 に対して、 にがいまして、 にがいまし、 にがいまして、 にがいまり、 にがいまして、 にがいまり、 にがいまして、 にがいまり、 にがいまり、

П

座番号

ないときに限 に係る本人確 台帳法第三十 る費金口 座 の 口

に改める。

ことができないときに限より請求者に係る本人確が住民基本台帳法第三十

を

号則

第八項第

証明書

座番号を明る証明書、預る

らか通

にすること。過帳の写しそ

がの で他の 号則

第八項第

証明

書

る。) 認情報の提供な 系の七第三項の る。)

供を受けることはの規定により

がずまる

年改正省令第二条の規定による改正年改正省令第二条の規定による改正年の日立がにその年金和に準ずる書類の年金コード(年金れに準ずる書類の年金コード(年金の区分を表す記号番号をいう。)又その区分を表す記号番号をいう。)又

に、

二附 号則 第八項第 証明 書

る認条証)情の明 報七書 の提写生の 所を 受規働 スペープ け定大 るに臣

(国民年金基金規則の一部改正)

第六条 第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 第十四条第一項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次のように改正する。 乛 同条第二項 預金通帳

その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 第十八条第一項第三号中 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預金通帳の写 同条第二項

帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 第二十二 第二十一条第一項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」 二条第一項第六号中「預金通帳の記号番号」を 「預金口座の口座番号」に改 に改め、 め 同条第一 同条第一 預金通

帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える 項第四号中 (厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正) 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に

預金通

第七条 条第二項第九号中 部を次のように改正する。 附則第十八条第 厚生年金保険法施行規則等 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 項第十二 一号イ中 \vec{o} 一部を改正する等の省令 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」 (平成九年厚生省令第三十 に改め、 号 預 同

金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」

を加える。

金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 附則第四十一条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預同

金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 条第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 附則第六十四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 附則第四十五条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預同

金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 附則第六十八条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預同

条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 附則第七十三条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預同 預同

同条第二項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金附則第七十六条の三第一項第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 (確定拠出年金法施行規則の一部改正) 附則第七十六条の四第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第八条 する。 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次のように改正

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正) 第六十一条第二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める

第九条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号) 部を次のように改正する。 の

第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 附則第三十一条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 附則第十四条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 「同条 預 同

金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 附則第四十九条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 預同

帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 (特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正) 附則第五十三条第三項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、

第十条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令 第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 同条第二項 預金通帳

> その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 第十条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項 「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 預金通帳の写し

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改

第十一条 (平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次のように改正する。 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則

第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、 の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 第一条第二項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 「、預金通帳、同条第三項

第十二条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法 規則の一部改正)

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行

を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第四項第三号中「預金通帳の記号番号」 項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写第二十五条第一項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二 号を明らかにすることができる書類」を加える。 しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加え、同条第三項第七号中「預 律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。 項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に 第二十六条第一項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、 同条第二 預金通

の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加え に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書_ 第二十七条第一項第七号及び第二項第八号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号

附

る。

この省令は、 公布の日から施行する。

文	文書区分							
重要度高	要報告	緊急						

特定警察職員等である方の老齢基礎年金の 繰上げ請求にかかる注意喚起(指示・依顯)

	本	部	ブロック本部			ブロック本部 事務センター				年金事務所							
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国 年 G	年給G	記録 G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0					0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	1	/			

本部関係部

業務管理部、支払部、業務渉外部

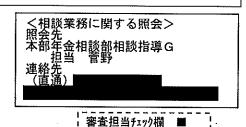
目的・趣旨

特定警察職員等である方から老齢基礎年金の繰上げ請求があった場合に、適切な繰上げ方法の案内を行っていただくようお願いするものです。

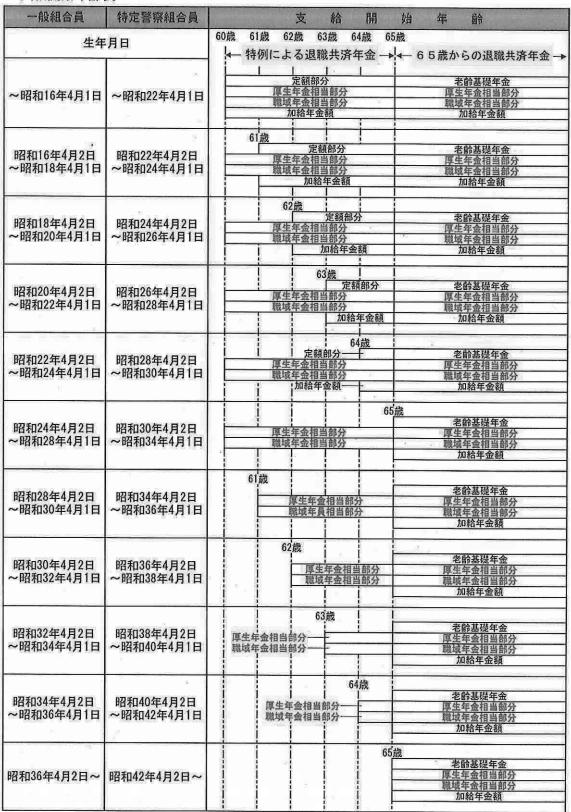
ポイント (内容)

- 〇 特定警察職員等(※)については、特別支給の退職共済年金(以下「特退共」という。)の支給開始 年齢が一般の共済組合員と相違しており(別添1参照)、特退共の定額部分が昭和24年4月2日以降 の生年月日の方に対しても支給されています。
 - ※ 警察官、消防吏員及び皇宮警護官で20年以上の組合員期間があり、退職時または受給権発生時の役職 が一定以下の方
- このたび全国市町村共済組合連合会から、特定警察職員等の組合員期間をお持ちの方が年金事務所等において老齢基礎年金の繰上げ請求を行うにあたり、本来不利とされる全部繰上げの請求を案内され、繰上げ方法について十分な説明が行われていないとの問い合わせが複数の共済組合宛に寄せられていることから、繰上げ方法について十分な説明を行うよう今一度周知徹底を図っていただきたい旨の依頼がありました。(別添2参照)
- O つきましては、共済組合加入期間がある方の老齢基礎年金の繰上げ請求にかかる相談において、年金 加入期間確認通知書の「退職共済年金の対象期間」、「支給開始年齢の特例該当」及び「特例支給開始年 齢」欄に「特例該当」等の記載がある場合は、一部繰上げが可能であることをお客様にご案内いただく ようお願いします。
- なお、年金相談マニュアル及び業務処理要領の該当箇所については追って修正します。

<制度に関する照会> 照会先 本部 年金給付部給付企画 G 担当 太田(泰) 年金給付部給付指導 G 担当 高梨 連絡先 (直通)



〇職種と生年月日に応じた、部分支給(別個の給付)から全額支給(フル支給)への 支給開始年齢表



全共連年給第256号 平成24年5月28日

日本年金機構理事長様

全国市町村職員共済組合連合会理事長川論制

特定警察職員等である者の老齢基礎年金の繰上げ請求に係る 周知等について (依頼)

平素から当連合会の業務運営に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。)附則第25条の4第1項の表の上欄に掲げる者で特定警察職員等(当連合会においては消防吏員等が該当)である者について、国民年金法(以下「国年法」という。)附則第9条の2に規定する老齢基礎年金の全部繰上げを請求した場合、地共済法附則第25条の5の規定により退職共済年金の定額部分のうち、基礎年金に相当する部分が支給停止となりますが、この者が国年法平成6年改正法附則第27条に規定する老齢基礎年金の一部繰上げを選択した場合は、地共済法附則第25条の6の規定により繰上げ調整額が加算され、老齢基礎年金と退職共済年金の支給年金額の総額が全部繰上げ請求をした場合より有利になることがあります。

昭和24年4月2日以降生まれの特定警察職員等については、昭和30年4月1日生まれの者までは、老齢基礎年金の全部繰上げと一部繰上げのいずれかを選択することができますが、この取扱いについての理解がされておらず、当該者が管轄の年金事務所での手続きの際に、全部繰上げのみの説明を受けて請求を行い、老齢基礎年金と退職共済年金の総額が一部繰上げを行った場合よりも不利となっている事例が発生しており、後日、該当者から、当連合会を組織する複数の共済組合宛てに問い合わせ等が寄せられているところであります。

上記生年月日に該当する特定警察職員等に対しては、当連合会においても周知等行っているところでありますが、繰上げ請求時に年金事務所に提出する共済組合発行の年金加入期間確認通知書の「退職共済年金の対象期間」、「支給開始年齢の特例該当」及び「特例支給開始年齢」に特例該当の旨記載がある場合は、請求者に対し繰上げ方法の選択について十分な説明を行うよう、貴下の年金事務所に今一度周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

受付 2012 5 3 1 日本年金銭積 -16 -

1 (1	214	. At A 40	在A於付卸
au	==1	· 17 /22 *** (タイン・スタン・スページ・オマモ それり

TEL: FAX:

模式第 县

年金加入期間確認通知書

 第
 号

 平成
 -年
 月

 日

様

生年月日 昭和 年 月 日

全国市町村職員共済組合連合会

(共済組合コード

)

	共済組合	の加入期	閒(組合員	期間)	を次のと	おり確認	しましたから	通知します。		
	年	金	加	入	期	間		期間の種類	組合員期間	退職共済年金 の 対 象 期 間
平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	Д
	年	月	日から		年	月	日まで		Д	月
	年	月	日から		年	Я	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月	月
	——年	月	日から		年	月	月まで		月	月
	年	月	日から		年	月	日まで		月月	月月
		合				81		*=· ··	<u> </u>	, A
備	考									

組合員期間は、昭和60年法律第105号附則第32条第1項、昭和60年法律第108号附則第35条第1項又は昭和60年法律第34号附則第8条第8項の規定に基づいて計算した期間です。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して 6 0 日以内に文書又は口頭で全国市町村職員共済組合連合会審査会に審査請求をすることができます。

裁定情報記載欄

緷	生年	= 金	被保	険	者 期	閉	との	重	複期	間	-:	旧身	<u> </u>	1合社	i i	職・	減 ?	頂退職	年金	咳 当	無	
昭著	#160	年法	律第3	345	·附則:	第_1_	2条第	1項	各号1	陔当		新	法	東	独	退	厳	年 金	. 咳	当	年	月
支	給	3 8	始	年	齡	Ø	特	例	該	当		特	例	支	á	合	H	始	年	龠		談



外国人登録制度の廃止に伴う外国人に係る裁定請求書等の 添付書類の取扱い(指示・依頼)

	本	部	ブロ	ック	本部		事	務セ	ンタ・	_			4	年金哥	事務所	Ť	
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	\circ	0				0	0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	~	~			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、品質管理部、国民年金部、基幹システム開発部 業務管理部、業務渉外部、支払部、障害年金業務部

目的・趣旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)(以下「関係法令」という。)が施行されたことに伴う、平成24年7月9日以降の外国人に係る裁定請求手続きの添付書類及び合算対象期間の確認に必要な書類の取扱いについてお知らせするものです。

ポイント(内容)

- 〇 関係法令が施行されたことに伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外 国籍を有する方であって日本国内に住所を有する方に対して、住民票が作成されることになります。 これにより、これまで市区町村において発行されていた外国人登録原票記載事項証明書が廃止される ことになります。
- 〇 このため、平成24年7月9日以降に受け付ける外国人に係る裁定請求手続きの添付書類及び合算対象期間の確認に必要な書類の取扱いについて、以下のとおり変更します。(なお、参考までに別添として新旧対象表を添付します。)
- (1) 日本国内に住所を有する外国籍の方から年金請求があった場合

これまでは日本国内に住所を有する外国籍の方が年金請求をするにあたって、戸籍謄(抄)本や住民票の写しに代わる書類として、外国人登録原票記載事項証明書を提出することとされておりましたが、今後は、受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書等に翻訳人を明記した和訳文を提出していただくことになります。

(2) 合算対象期間の確認が必要な場合

これまでは、日本国籍を取得した外国人、その他政令で定める者(永住許可者等)の国内居住期間の確認にあたって、「戸籍謄本又は抄本(国籍取得者に限る)・戸籍記載事項証明書」、「登録原票記載事項証明書」、「旅券法に規定する旅券(パスポート)のコピー」、又は「永住許可の旨が記載された在留資格証明書または永住許可書等」を提出することとされておりましたが、今後、「登録原票記載事項証明書」の代わりに「住民票の写し」を、「永住許可の旨が記載された在留資格証明書または永住許可書等」の代わりに「永住を許可された旨が記載された在留カード又は特別永住者証明書等」を提出していただくことになります。

(注1) 永住者等の合算対象期間のうち、日本国外居住期間を確認するにあたり、上陸許可年月日を確認することとなりますが、上記書類で確認できない場合は、法務省が回収した外国人登録原票の開示請求を行うことにより確認する方法があります。当該開示請求については、請求者本人から開示請求の宛先を法務大臣としたうえで、法務省大臣官房秘書課個人情報保護係へ請求を行っていただくよう説明してください。

なお、特別永住者に関しては、従来の取扱いのとおり、上陸許可年月日の確認は必要ありません。

- (注2) 特別永住者には在留カードは発行されませんが、特別永住者証明書が交付されます。
- 市町村に対しては、地方厚生(支)局より周知が行われることとなっています。
- 〇 業務処理要領(マニュアル)の改正は追ってお知らせします。

業務処理要領【マニュアル】 年金給付

年金給付部給付企画 G 担当 太田

連絡先

年金給付部給付指導 G 担当 戸田、越智、高梨 連絡先

審査担当チェック欄 〓

新旧対象表

	手順 (変更前)	手順(変更後)
外国人に係る裁	請求者が外国籍である場合には、戸籍抄本や住民票の写	請求者が外国籍である場合には、次のものが必要となる。
定請求書等の添	しに代わる書類として、次のものが必要となる。	
付書類	(ア) 日本国内に住所がある場合には、外国人登録原票	(ア) 日本国内に住所がある場合
	記載事項証明書	O戸籍謄(抄)本に代わるものとして、次のいずれか
		の書類に翻訳人を明記した和訳文を添付したもの
		・受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれ
		に代わるべき証明書
		・その他上記に掲げる書類に準ずるもの
		〇加給対象者及び加算対象者がいるとき、または振替
		加算対象者がいるとき
		・世帯全員の住民票の写し(できるだけ、住民票コ
		一ドの記載があるもの)
		※住民票は3月を超えて在留する等の在日外国人の
		方に作成される。
	(イ) 日本国外に住所がある場合には、戸籍に代わるもの	(イ) 日本国外に住所がある場合
	として、居住国の公的機関が発行した証明書で、	①居住する国に国籍を有する場合
	「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」が明記され	戸籍謄(抄)本または住民票の写しに
	ているもの	代わるものとして、次のいずれかの書類に翻訳人を
		明記した和訳文を添付したもの
		・受給権者等の居住する国における公的機関の発行
		したこれに代わるべき証明書
		・その他上記に掲げる書類に準ずるもの
		②居住する国(日本を除く)に国籍を有しない場合

		戸籍謄(抄)本または住民票の写しに代わるものと
		して、次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳
		文を添付したもの
		・受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれ
		に代わるべき証明書
		・その他上記に掲げる書類に準ずるもの
日本国籍を取得	年金受給資格に合算対象期間が必要となる場合は、次	年金受給資格に合算対象期間が必要となる場合は、次
した外国人、そ	の書類等により合算対象期間の確認を行う。	の書類等により合算対象期間の確認を行う。
の他政令で定め	【日本国籍を取得した外国人、その他政令で定める人	【日本国籍を取得した外国人、その他政令で定める人
る人 (永住許可	(永住許可者等)の国内外居住期間】	(永住許可者等)の国内外居住期間】
者等)の国内外	・戸籍謄本または抄本(国籍取得者に限る)・戸籍記載	・戸籍謄本または抄本(国籍取得者に限る)・戸籍記載
居住期間に係る	事項証明書	事項証明書
合算対象期間の	• 登録原票記載事項証明書	・住民票の写し
確認に必要な書	・旅券法に規定する旅券(パスポート)のコピー	・旅券法に規定する旅券(パスポート)のコピー
類	・永住許可の旨が記載された在留証明書または永住許可	・永住許可の旨が記載された在留カードまたは特別永
	書等	住許可書等
		※永住者等の合算対象期間のうち、日本国外居住期間
		を確認するにあたり、上陸許可年月日を確認すること
		となりますが、上記書類で確認できない場合は、法務
		省が回収した外国人登録原票の開示請求を行うことに
		より確認する方法があります。当該開示請求について
		は、請求者本人から開示請求の宛先を法務大臣とした
		うえで、法務省大臣官房秘書課個人情報保護係へ請求
		を行っていただくよう説明してください。
		※特別永住者に関しては、上陸許可年月日の確認は必要
		ありません。



年管管発0614第6号 平成24年6月14日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長中国宣言等

日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認 に必要な書類について

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされることとなり、住民票が作成されるとともに、在留カード及び特別永住者証明書が新たに交付されることとされている。

このため、日本国籍を有する者の日本国内に住所を有しなかった期間並びに日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者のそれ以前の期間の確認に必要な書類については、期間の種類に応じて次表のとおり本年7月9日より適用することとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、これに伴い「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」(昭和61年7月10日庁保険発第35号)は、本年7月8日をもって廃止する。

期間の種類	添付書類
国民年金法附則第7条第	当該期間が確認できる次のいずれかの書類
1項により合算対象期間	ア 戸籍の附票の写し
とされる期間のうち同法	イ 旅券法 (昭和26年法律第267号) に規定する旅券
附則第5条第1項第3号	(パスポート) の写し
に該当した期間及び昭和	ウ 滞在国が交付した居住証明書
60年法律第34号附則	エ 滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書
第8条第5項第9号に掲	オ その他上記に掲げる書類に準ずるもの
げる期間	

昭和60年法律第34号 附則第8条第5項第10 号及び第11号に掲げる 期間 当該期間が確認できる次のいずれかの書類

- ア 戸籍謄本又は抄本 (戸籍を取得した者に限る)
- イ 住民票の写し
- ウ その他、旅券(パスポート)の写し、永住を許可された目が記載された在留カード又は特別永住者証明書等上記に掲げる書類に準ずるもの



年管管発 0 6 1 4 第 8 号 平成 2 4 年 6 月 1 4 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱いについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされ、住民票が作成されることから、外国人に係る裁定請求書等の添付書類については、下記のとおり取扱うこととするので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、当該裁定請求書等の添付書類に翻訳人を明記した和訳文を添付することについて、日本が締結している社会保障協定において別段の定めがある場合は、この限りではない。

記

1. 国内居住者に係る取扱い

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本については、これに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

- ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書
- イーその他上記に掲げる書類に準ずるもの

2. 国外居住者に係る取扱い

(1) 受給権者等が居住する国に国籍を有する場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

ア 受給権者等の居住する国における公的機関の発行したこれに代わるべき

証明書

イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

(2) 受給権者等が居住する国に国籍を有しない場合

裁定請求書等に添付することとされている戸籍謄(抄)本又は住民票の写しについては、これらに代えて次のいずれかの書類に翻訳人を明記した和訳文を添付すること。

ア 受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書 イ その他上記に掲げる書類に準ずるもの

3. 実施時期

この取扱いは、平成24年7月9日から適用するものとする。

文	書区分	\
重要度高	要 報告	緊急

平成 2 4 年 7 月 6 日 給付指 2012-156 国年指 2012-235

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行される ことに伴う脱退一時金の取扱い(指示・依頼)

	本	部	ブロ	ック	本部		事	務セ	ンタ・				1	年金哥	事務所	Ť	
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年 G (厚年)	国年G	年給G	記録G	突合 G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0				\circ	0						\circ		0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	~	~			

本部関係部

年金相談部、国民年金部、業務渉外部 業務管理部

目的·趣旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)(以下「関係法令」という。)が平成24年7月9日に施行されることに伴う脱退一時金の取扱いをお知らせするものです。

ポイント(内容)

(1) 外国人の国民年金被保険者資格取得・喪失の取扱い

関係法令の施行に伴い、今後日本国内に中長期間にわたり適法に在留等する外国籍を有する方であって、日本国内に住所を有する方に対しては住民票が作成されることとなります。これにより、外国人の国民年金被保険者資格喪失年月日の取扱いが変更となります。これまでは、出国の日の翌日に国民年金被保険者の資格を喪失することとされておりましたが、今後は、出国をした場合であっても、転出届を出さなければ、国民年金被保険者の資格を喪失することにはなりません。詳しくは、平成24年6月18日【国年指2012-197】「住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに伴う外国人に係る国民年金適用事務」(指示・依頼)を参考にしてください。

- (2) 脱退一時金請求時の注意点
 - 脱退一時金請求時においては、次の①及び②に留意し、相談対応をお願いします。
 - ① 脱退一時金の支給には、国民年金被保険者の資格を喪失していることが要件であること
 - ② 日本から出国する際には、「転出届」に加えて「国民年金被保険者資格喪失届(申出)書」をお住まいの市区町村に提出する必要があること
- (3) 脱退一時金の請求期限

これまでは、最後に被保険者資格を喪失した日(出国の翌日)から2年以内に請求することが必要とされておりましたが、今後は最後に被保険者資格を喪失し、日本に住所を有さなくなった日から

2年以内に請求することが必要となります。

(4) 脱退一時金請求書の変更

主な変更点は以下のとおりです。

○請求期限について

日本を出国後2年以内に→日本に住所を有しなくなった日から2年以内に

○注意点に追記

脱退一時金の請求には国民年金被保険者の資格が喪失していることが必要です。日本から出国する際には、「転出届」に加えて「国民年金被保険者資格喪失届(申出)書」をお住まいの市区町村に提出してください。(別紙 脱退一時金請求書 2ページ参照)

「年金給付に関する電子帳票ファイル」及び「機構ホームページ」の「脱退一時金請求書 (9ヶ国語)の変更後様式の掲載時期は、改めてお知らせします。

(5) 市区町村役場への周知及びマニュアルの改正

- 〇上記の取扱いにあたっては、市区町村役場に対し、通常業務及び事務打合せ等の機会を利用して、 十分に周知を行ってください。
- 〇業務処理要領(マニュアル)は追って改正します。

請求書・HPに関すること 照会先 本部年金給付部給付企画G 担当 馬場(惠)西山 連絡先 (直通) マニュアルに関すること 照会先 本部年金給付部給付指導G 担当 戸田 高梨 連絡先 _______

(直通)

国民年金の資格取得・喪失に関すること 照会先 本部国民年金部適用収納企画指導G 担当 後藤 上村 連絡先 (直通)

業務処理要領【マニュアル】年金給付 I-17 脱退一時金請求書(外国人)

- 審査担当チェック欄 ■

Japanese 日本語

脱退一時金は原則として<u>以下の4つの条件にすべてあてはまる方が国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求されたときに支給されます。</u>

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方
- ④ 年金 (障害手当金を含む) を受ける権利を有したことのない方

提出書類

「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」

添付書類

- ① パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
- ② 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「<u>請求者本人の口座名義</u>」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。)
- ③ 年金手帳

ご注意

- * 脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。 また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方につきましては、一定の要件 のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。た だし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくな りますので、ご注意ください。
- * 脱退一時金の請求には国民年金被保険者の資格が喪失していることが必要です。日本から出国する際には、「転出届」に加えて「国民年金被保険者資格喪失届(申出)書」をお住まいの市区町村に提出してください。
- * 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合、請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出して いる場合のみ該当します。)
- * 国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の場合は、支給の際に、20%の所得税が源泉徴収されます。
- * 所得税は税務署に還付申告できます。帰国前に管轄の税務署(日本を出国する直前に住民登録をしていた住所を管轄する税務署)へ「納税管理人届出書」(税務署、http://www.nta.go.jp で入手可能です。)を提出し納税管理人を指定します。納税管理人の資格は「日本に居住していること」以外に特にありません。「納税管理人届出書」を提出しないで日本から出国した場合は、還付申告時に「納税管理人届出書」を提出してください。
- * 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。納税管理人は本人に代わって還付申告します。

文書[区分	
重要度高	要報告	緊急
0	0	

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されることに 伴う外国人に係る国民年金適用事務(指示・依頼)

宛先		本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合 G	適用課(総務)	適用課 (厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
			0		0	0		0	0	0				0		0		0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保,	
	V	V			

本部関係部

事業企画部、年金相談部、厚生年金保険部、年金給付部、業務渉外部

目的・趣旨

〇 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成 24 年 7 月 9 日に施行されることに伴う、外国人に係る国民年金適用事務について、具体的な取扱いを年金事務所等にお示しするものです。

ポイント(内容)

〇 この取扱いに関しては、今般、厚生労働省より「国民年金における外国人適用について(通知)」(平成 24 年 6 月 14 日付年国発 0614 番 1 号 年管管発 0614 第 2 号)(別添 1)及び「国民年金における外国人適用事務について(通知)」(平成 24 年 6 月 14 日付年管管発 0614 第 4 号)(別添 2)が通知されました。

これを受け、具体的な取扱いを別添るのとおり定めましたので、遺漏なきよう、お取扱いください。

- なお、外国人住民に係る住民票の氏名についてはアルファベットで管理され、外国人の国民年金に関する届等については住民基本台帳の記録を基にアルファベット氏名で報告されるため、日本年金機構におけるアルファベット氏名の管理方法又は社会保険オンラインシステムへ入力する場合にアルファベット氏名にフリガナを付す際の事務処理については、別添4及び別添5のとおり取り扱われますようお願いします。
- 外国人適用事務における事務処理の変更点について市区町村に対して事前説明を行った際に、国民年金の資格取得届のアルファベット氏名にフリガナを付すことの可否及び制度移行に伴い住所情報の調査が必要な者に係る情報提供について、別添6の取扱いに基づき別紙4及び別紙8の報告書を作成し、機構本部国民年金部に提出してください。

市町村事前説明期日:平成24年7月 6日(金)

提出期限:平成24年7月13日(金)

照会先 照会先 担当 後藤 <u>上村</u> 連絡先 (代表) 03-5344-1100 (内線)

(直通)

審査担当チェック欄 ■



年国発 0 6 1 4 第 1 号 年管管発 0 6 1 4 第 2 号 平成 2 4 年 6 月 1 4 日

日本年金機構 事業管理部門担当理事 殿

国民年金における外国人適用について (通知)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「住基法改正法」という。)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)のうち、外国人住民等に関する規定が平成24年7月9日(以下「施行日」という。)に施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされること等を踏まえ、国民年金における外国人の適用については、次の事項に留意し遺憾なきよう取り扱われたい。

なお、これに伴い、昭和56年9月7日庁保険発第13号「外国人適用にかかる事務取扱いについて」は廃止する。

第1 被保険者の資格に関する事項

1 適用対象者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人(日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。)で国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者は同項第1号

に規定する第1号被保険者となる(以下「外国人第1号被保険者」という。)が、その事務の取扱いは、原則として住基法改正法による改正後の住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)であって住民基本台帳に記録された者を対象者とする。

ただし、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、 日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても適用の対象 とする。

なお、国民年金法附則第5条第1項第1号及び第2号、平成6年改正 法附則第11条第1項第1号並びに平成16年改正法附則第23条第1 項第1号の者についても同様の取扱いとする。

2 被保険者の資格取得日及び資格喪失日

被保険者の資格取得及び資格喪失の事務は、次によるものであること。

(1) 資格取得及び種別変更

- ① 日本国内に住所を有する外国人第1号被保険者の資格取得年月日は、 原則として外国人住民となった年月日とすること。
- ② 外国人住民が厚生年金の被保険者である国民年金第2号被保険者から引き続き外国人第1号被保険者に移行した場合の種別変更年月日は 第2号被保険者でなくなった年月日とすること。
- ③ 外国人住民が第3号被保険者から引き続き外国人第1号被保険者に 移行した場合の種別変更年月日は第3号被保険者でなくなった年月日 とすること。
- ④ 住民基本台帳に記録されない短期滞在等の在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった外国人の資格取得年月日は、資格取得届出日以降に住所が明らかとなった年月日とすること。

(2) 資格喪失

- ① 外国人第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則、出国の日の翌日とすること。
- ② 在留資格を取り消されたこと等により、市町村が外国人住民の住民票を消除したときの資格喪失年月日は、その消除事由該当年月日の翌日とすること。

ただし、短期滞在等の在留資格を有し、引き続き日本国内に住所を有することが明らかである場合は、資格喪失とならないことに留意すること。

- ③ 再入国許可の有効期間(みなし再入国許可期間)までに再入国をしなかったときの資格喪失年月日は、再入国許可期間(みなし再入国許可期間)を経過した日とすること。
- ④ 住民基本台帳に記録されない短期滞在等の在留資格を有する者のうち、外国人第1号被保険者とされている者の被保険者資格に関し、日本年金機構が被保険者や官公署に対して調査した結果、在留期間の経過若しくは出国事実又は客観的居住事実がないことを確認したときはその事実の翌日とすること。

第2 経過措置

施行日において、住民基本台帳に記録されない外国人であって現に被保険者である者については、引き続き適用する。

なお、これらの者が出国した場合には出国の日の翌日に資格喪失とする。

第3 実施

この通知は、平成24年7月9日から実施する。



年管管発0614第4号 平成24年6月14日

日本年金機構 事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金における外国人適用事務について(通知)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「住基法改正法」という。)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)のうち、外国人住民等に関する規定が平成24年7月9日(以下「施行日」という。)に施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされること等を踏まえ、国民年金における外国人の適用については「国民年金における外国人適用について(通知)」(平成24年6月14日 年国発0614第1号、年管管発0614第2号)によるものであるが、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人(日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。)で国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者は同項第1号に規定する第1号被保険者となる(以下「外国人第1号被保険者」という。)が、外国人第1号被保険者への適用事務については、次の事項に留意し遺憾のないよう取り扱われたい。

第1 外国人第1号被保険者の届出等に関する事項

1 氏名

(1) 氏名は、原則として本名により管理するが、住民基本台帳制度においては、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として通称の住民票への記載が認められることとなっている(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第253号)による改正後の住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の25)。

このため、通称が住民票に記載されている者にあっては、社会生活上 の通用性に鑑み通称も引き続き管理すること。なお、被保険者資格取 得届(申出)書及び氏名変更届出書(以下、「届出書等」という。)に は、通称を併記させるものであること。

(2) 住基法改正法による改正後の住民基本台帳法第30条の45に規定 する外国人住民(以下「外国人住民」という。)は、在留カードに記載 されている氏名が住民票に記載されることになる。このため、国民年 金の事務においては外国人住民に係る住民票に記載されている氏名を 適切に管理すること。

なお、外国人で住民票に記載されない短期滞在等の在留資格を有する者に国民年金を適用する場合には、パスポートに記載されているローマ字氏名等を適切に管理すること。

(3) 外国人については、外国人登録制度においてカタカナ併記名の登録が 認められてきた経緯を踏まえ、引き続き国民年金原簿等への氏名の記載 はカタカナ氏名により管理することも差し支えないこと。

2 生年月日

生年月日は、西暦により取り扱われている実態にあることから、外国人第 1号被保険者が届出書等に記載するときは西暦によることとするが、国民年 金原簿等の生年月日の記載は引き続き元号により記載すること。

3 国籍

外国人第1号被保険者の記録を適正に管理し、誤適用の発生を防止するために外国人第1号被保険者に対して外国人表示を付すこと。

なお、被保険者資格の適正な管理に国籍情報が必要となることから、外国 人第1号被保険者の国籍を届出書等の備考欄等に記載を求めること。

4 届出等の署名、捺印

外国人第1号被保険者の届出書等の「印」欄は、署名であっても差し支えないこととする。

5 各種通知

年金手帳、国民年金保険料納付書・領収書、被保険者等に対する各種通知、 国庫金支払通知書、国庫金支払案内書及び国庫金振込通知書は、本名により 作成することとし、本人が通称での記載を希望した場合であって、住民票に 通称が記載されていることを確認できた場合は通称を併記するなど引き続 き配慮すること。

第2 短期滞在等の在留資格を有する者への適用について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で国民年金法第7条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者は同項第1号に規定する第1号被保険者となるが、その事務の取扱いは、原則として外国人住民であって住民基本台帳に記録された者を対象者とする。

ただし、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等の在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても例外的に適用の対象とする場合がありえることから、これらの者の取扱いは次の通りとすること。

1 本人確認について

短期滞在等の在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者を適用するにあたっては氏名、生年月日、男女の別、国籍を届出書等に記載させるとともにパスポートと一致させること。

2 住所の意義及び認定

国民年金法第7条に規定する住所とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである。

住所の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的意思を総合して決定すること。住所の認定に疑義がある場合には、事実の調査を行い、関係市町村とも協議のうえ、その真実の発見に努めるものとする。

3 住所確認方法について

住所の確認を行う必要がある場合は、客観的居住の事実を一定の信頼が得られると判断できる書類等により確認を行うこと。

また、主観的意思は国民年金資格取得届の提出等の客観的事実により確認すること。

第3 被保険者の資格喪失について

外国人第1号被保険者が「国民年金における外国人適用について(通知)」 (平成24年6月14日 年国発0614第1号 年管管発0614第2号) の第1 2 (2) ②、③、④の事由に該当した場合には、本人からの届出に よらず資格喪失の手続を行うこと。

なお、短期滞在等の在留資格を有する者で国民年金に適用されている者に

ついては、在留期間等の経過後に出国状況等を調査し、適正な被保険者資格 の管理を行うこと。

第4 その他

1 制度の周知徹底

住基法の施行により、新たに外国人の被保険者資格の取得及び喪失の事務 処理が行われることとなるが、制度の趣旨及び改正内容について外国人第1 号被保険者への周知徹底を図るよう配慮すること。

なお、制度の理解を得るために、外国人の使用言語に合わせたパンフレットの送付等、きめ細かなサービスを提供するよう配慮すること。

また、市町村等と密接な連携を図り、事務処理に支障が生じることがないようにすること。

2 実施

この通知は、平成24年7月9日から実施する。

要報告	文	書区分	>
1 1 1	重要度高	要報告	緊急

合算対象期間等に関する説明様式の見直し(指示・依頼)

**	本	部	ブロ	ブロック本部			事務センター						年金事務所				
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G (総務)	厚年G(厚年)	国年G	年 給 G	記 録 G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0													0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	1	1			

本部関係部

事業企画部 サービス推進部 年金給付部

目的・趣旨

年金事務所等の窓口相談において、「合算対象期間となる期間」等について、相談者に説明する際に使用 する様式を見直したことをお知らせするものです。

<u>ポイント(内容)</u>

年金事務所等の窓口相談において、相談者に「合算対象期間となる期間」、「申請により保険料納付済期間または保険料免除期間となる期間」を説明の際に使用している『年金をお受けになっていない方!!このような期間はありませんか?』について、外国人登録制度の廃止に伴い、年金請求に必要な書類が変更されたことなどから、様式を見直しました。

【主な修正内容】

- ・永住許可を受けた方の提出書類について整理しました。
- ・第3号被保険者期間の未納期間に係る特例届出(3号特例届出)の対象期間について修文しました。 (変更前)昭和61年4月1日~平成17年3月31日まで → (変更後)昭和61年4月1日以降

窓口相談にあたっては、別添の様式を使用して相談者に説明いただくようお願いします。

なお、上記様式変更に伴う「年金相談マニュアル来訪編」については、平成24年8月に改訂する予定です。

照会先 本部年金相談部相談指導 G 担当生 和 2 本

審査担当チェック欄 ■

年金をお受けになっていない方!!このような期間はありませんか?

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかった、ことなどにより25年を満たせない場合があります。(注)生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給できることがあります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、<u>年金額には反映されませんが</u>受給資格期間としてみなすことができる期間があり、この期間を**「合算対象期間」**といいます。保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

主な合算対象期間は次の期間です。※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

昭	和	6	1	年	4	月	1	B	以	後	ത	期	間
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	---	---

- □ 1. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間*
 □ 2. 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間*
 □ 3.第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間
 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間 □ 4. 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者(夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届出はしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含み
- ます。以下同じです。)で国民年金に任意加入しなかった期間* 5.被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間*
- □ 6. 学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間*
- □ 7. 昭和36年4月以降の国会議員及びその配偶者であった期間^{*}
- 8. 昭和37年12月以降の地方議会議員及びその配偶者であった期間*
- 9.日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって 昭和56年12月までの在日期間または海外在住期間*
- □ 10. 日本人であって海外に居住していた期間*
- □ 11. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)
- □ 12. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間*
- □ 13. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間また又は60歳以上の期間

昭和36年3月31日以前の期間

- □ 14. 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間(昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る)
- □ 15. 共済組合の組合員期間(昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る)

合算対象期間を証明するために必要な書類は、裏面の表をご覧ください。

合算対象期間を証明するために必要な書類 ~合算対象期間については、表面をご覧ください~

項番	必要な書類
	海外居住期間を証明できる次の <u>いずれかの</u> 書類
1	● 戸籍の附票
10	● 旅券法に規定する旅券(パスポート)の写
	● 滞在国が交付した居住証明書 ● 滞在国の日本領事館が交付した在留証明書
2	学生期間を証明できる書類
6	● 在籍証明書(卒業証書は不可)
	昭和61年3月以前の配偶者の被用者年金の被保険者期間を証明できる次の全
	ての書類
4	● 配偶者の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証
5	書等)
	● 婚姻期間を確認できる戸籍謄本 ● その共済組合が発行する「年金加入期間確認通知書」(共済組合の期間に該当)
	する場合のみ)
7	国会議員の期間を証明できる書類
	● 配偶者であった場合は婚姻期間を確認できる戸籍謄本
8	地方議会議員の期間を証明できる書類
	● 配偶者であった場合は婚姻期間を確認できる戸籍謄本
	日本国籍を取得した方
	● 戸籍謄本若しくは抄本または戸籍記載事項証明書
9	永住の許可を受けた方は次のいずれかの書類
	● 住民票の写
	● 旅券法に規定する旅券(パスポート)の写
	● 永住許可の旨が記載された「在留カード」または「特別永住許可書」等
13	共済組合の期間に該当する場合
15	● その共済組合が発行する「共済期間確認通知書」

次の期間は申請により「保険料納付済期間」または「保険料免除期間」となります

- 昭和61年4月1日以降の被用者年金制度の被保険者(加入者)の被扶養配偶者(または一定の年収未満の者)であった20歳~59歳の期間のうち、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間に算入されていない期間がある場合は、届出により国民年金の保険料納付済期間となります。【3号特例届出】
- 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた 期間は、被用者年金制度の加入期間を除いて、国民年金の保険料免除期間とみなします。 【沖縄の特例】
 - ※この他、厚生年金保険についても沖縄特例の取扱いがあります。
- 明治44年4月2日以降に生まれた中国残留邦人が永住帰国し、その日から引き続き1年 以上本邦に住所を有している場合、帰国前の期間を**国民年金の保険料免除期間**とみなし ます。なお、保険料免除とみなされた期間は、永住帰国した日から6年を経過した日の属す る月の末日までの間に追納し、保険料納付済期間とすることができます。

【中国残留邦人に対する特例】

平成24年7月30日 給付情 2012-105

文	書区分	}
重要度高	要報告	緊急
		, i

鯔員保険職務上年金の年金額の改定(賃金スライド)(情報提供)

	*	部	ブロ	ック	本部		尋	務セ	ンタ・			年金事務所					
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記 録 G	突合 G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0					0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	1		1		

本部関係部

年金相談部、業務管理部、支払部、障害年金業務部

目的・趣旨

船員保険職務上年金の賃金スライドによる年金額改定についてお知らせするものです。

<u>ポイント(内容)</u>

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する 政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、船員保険の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の 年金額が改定されます。

改定処理後の受給権者裁定原簿記録照会回答票等の窓口装置への照写、受給権者への通知等については別添のとおりです。

照会先

本部年金給付部給付企画 G 担当 馬場 (秀)・山村・<u>海生</u> 連絡先

(直通)

船員保険職務上年金の年金額等の改定(賃金スライド)について

◎賃金スライドについて

賃金スライドによる改定は、災害の発生した日の属する年度(以下「災害発生年度」といいます。)の翌々年度の8月以降の分として支給すべき年金給付等の額につき、最終標準報酬月額等に次の率を乗じて改定が行われます。

年金給付等を支給すべき月の属する年度の前年度の平均給付額 災害発生年度の平均給与額

今回の賃金スライドは、労働者災害補償保険と同様、平成23年度の平均給与額を災害発生年度の平均給与額で除して得た率を基礎とし、職務上年金の額を平成24年8月分から改定するものです。(平成24年10月定期支払から)

災害発生年度ごとの賃金スライド率は別紙1のとおりです。

◎改定処理の対象、画面照写について

平成24年度賃金スライドによる日本年金機構で行う改定処理の対象は、平成24年8月2日以前に裁定された旧船員保険法の職務上の事由による障害年金及び遺族年金です。(平成24年8月9日以降に裁定される者に係る平成24年8月分以降の年金額等については、改定後の年金額を基礎として年金証書・年金決定通知書が作成されます。また、8月9日裁定分については、新裁予定者原簿記録回答表画面に改正後の年金額を照写することとしています。)

改定処理後の受給権者裁定原簿記録回答票等の窓口装置の照写については平成24年 8月1日から行います。

◎受給権者への通知について

受給権者への通知は、「船員保険年金額改定通知書」(別紙2)の様式(案)で、平成24年9月7日に発送することとしています。(年金額が改定されなかった者は除きます。)

なお、以下の者には改定通知書は送付しません。

- ア 9月随時処理までに失権処理が行われているもの
- イ 9月随時処理までに裁定の取消処理が行われているもの
- ウ 9月随時処理までに死亡の疑いにより支払保留処理が行われているもの
- エ 年金の支払が差止となり3年を経過しているもの
- オ 振込不能が3回以上継続しているもの

◎再交付について

年金事務所での再交付はできませんので、進達にてご対応ください。

賃金スライド率の対比

(平成24年8月実施予定)

		(平月	<u>成24年8月実施予定)</u>
災害発生年度	改正前スライド率	平均給与額	改正後スライド率
昭和 27年度 以前	2,476 %	127,120 円	2,472 %
28年度	2,180 %	144,341 円	2,177 %
29年度	2,058 %	152,944 円	2,054 %
30年度	1,968 %	159,897 円	1,965 %
31年度	1,857 %	169,510 円	1,854 %
32年度	1,792 %	175,621 円	1,789 %
33年度	1,766 %	178,224 円	1,763 %
34年度	1,659 %	189,729 円	1,656 %
35年度	1,561 %	201,625 円	1,558 %
36年度	1,396 %	225,432 円	1,394 %
27年度	1,256 %	250,590 円	1,254 %
37年度			1,130 %
38年度	1,132 %	277,951 円	
39年度	1,022 %	307,912 円	1,020 %
40年度	935 %	336,517 円	934 %
41年度	849 %	370,801 円	847 %
42年度	764 %	411,867 円	763 %
43年度	677 %	465,184 円	675 %
44年度	592 %	531,958 円	591 %
45年度	509 %	618,876 円	508 %
46年度	446 %	705,786 円	445 %
47年度	386 %	815,458 円	385 %
48年度	325 %	968,740 円	324 %
49年度	261 %	1,204,135 円	261 %
50年度	222 %	1,414,591 円	222 %
51年度	200 %	1,573,601 円	200 %
52年度	183 %	1,722,305 円	182 %
53年度	173 %	1,818,107 円	173 %
54年度	163 %	1,931,248 円	163 %
55年度	154 %	2,039,803 円	154 %
56年度	147 %	2,137,755 円	147 %
57年度	140 %	2,243,645 円	140 %
58年度	137 %	2,302,621 円	136 %
59年度	132 %	2,379,935 円	132 %
60年度	128 %	2,459,134 円	128 %
61年度	125 %	2,518,870 円	125 %
62年度	122 %	2,576,916 円	122 %
63年度	118 %	2,669,712 円	118 %
平成 元年度	115 %	2,746,728 円	114 %
2年度	111 %	2,826,225 円	111 %
3年度	107 %	2,940,720 円	107 %
4年度	105 %	3,000,541 円	105 %
5年度	103 %	3,043,608 円	103 %
6年度	101 %	3,108,794 円	101 %
7年度	100 %	3,154,123 円	100 %
8年度	98 %	3,198,870 円	98 %
9年度	97 %	3,230,028 円	97 %
10年度	98 %	3,217,058 円	98 %
11年度	97 %	3,229,329 円	97 %
12年度	97 %	3,247,754 円	97 %
13年度	98 %	3,218,923 円	98 %
14年度	99 %	3,190,348 円	98 %
15年度	99 %	3,190,191 円	98 %
16年度	99 %	3,181,625 円	99 %
17年度	99 %	3,193,330 円	98 %
18年度	99 %	3,186,726 円	99 %
19年度	99 %	3,191,577 円	98 %
20年度	99 %	3,162,313 円	99 %
21年度	100 %	3,137,887 円	100 %
22年度	100 %	3,147,108 円	100 %
23年度	100 /0	3,141,999 円	100 %
20十/又		0,171,000 []	100 /0

船員保険年金額改定通知書(旧法)(案)

ものです。 S tu 0 O 0 年金 Ш 田 田 田 田 平成24年8月分から上記のとおり年金額が改定され 9月分) なお、基本額は職務上および職務外相当部分の合計 品 劉 町 新年金額での支払は、平成24年10月(8、 この通知は、**次切に保管**してください。 なお、上記に記載された金額は、年額で表示しております K 件 ◎年金証書の基礎年金番号・年金コード 米 平限 ましたので通知します。 ₩ 支払からとなります。 昳 蹈 支給停止額 蹈 ◎年金の種類 額です。 ₩ 串 뫏 革 枡 *** Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金鰲 ř <u>±</u> 匣 劆 **〒168-8505 (#**) 苹金統約 便 爂 差出人 大切なお知らせ ●年金額改定通知書

年金額の改定について

○ 基本額の改定は、職務上の事由による障害年金及び遺族年金について計算の基礎となる最終標準報酬月額のスライド率が再評価されたことによる

本年度は、指標となる平成23年度の平均給与額が、平成22年度に比べて下回ったため、年金額が改定されました。

- 基本額は、病気やけがの発生した年度に応じて 政令により定められたスライド率をもとに算出す ることとされています。
- この改定についてわからないことがあるときは、 『ねんきんダイヤル』またはお近くの船員保険の 事務を行っている年金事務所にお問い合わせくだ

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起生したけいに社会保険審査会(厚生労働省

内)に再審査請求できます。 なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た 後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から 3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当 な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この 訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以 内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。 ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを 提起できません。

2. 障害年金業務に関する大切なお知らせ(その8)

【年金給付部 給付企画グループ・給付指導グループ】

〇【指示·依頼】(抜粋版)

言語機能の障害に関する対応(平成24年7月20日 給付指 2012-164)

肢体の障害認定基準(診断書の様式)の改正(平成24年9月1日)に伴う肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合に提出いただく診断書の取扱いについて、これまで(平成24年8月以前)との変更点をお知らせしたものです。

〇【指示・依頼】

障害給付年金請求書(障害厚生)を進達する際の裁定請求書登録(取消)処理の 取扱い(平成24年7月30日 給付指 2012-170)

平成24年8月6日から、障害給付年金請求書(障害厚生)を機構本部障害年金業務部に進達する際の「裁定請求書登録(取消)処理」を変更したので、その取扱いについてお知らせしたものです。

Ż	書区名	分
重要度高	要報告	緊急

言語機能の障害に関する対応(指示・依頼)

	本	部	ブロ	ブロック本部			事務センター						年金事務所				
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合の	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		0					0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	レ	レ			

本部関係部

障害年金業務部、年金相談部、業務管理部

目的・趣旨

【給付指 2012-131】により寄せられた意見を踏まえ、言語機能の障害の受付事務の取扱い等を作成しましたのでお知らせします。

ポイント(内容)

1. 肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合の対応

平成24年9月の肢体の障害認定基準改正後は、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)から言語機能の障害の欄が削除されますので、言語機能の障害がある場合には、別途、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用の診断書(様式第120号の2)の提出を求めることとします。

2. 年金受給者等への対応

新規請求・額改定(額改定請求・停止事由消滅届など)、障害状態確認届への対応は、別添 1 の通りです。また、Q&Aを作成しましたので別添 2 をご覧ください。

3. 障害年金についての大切なお知らせ

事務センター(障害基礎年金等の場合)及び本部障害年金業務部(障害厚生年金等の場合)は、年金受給者へ障害状態確認届を送付する際に、肢体の障害用の診断書(様式第 120 号の 3)の送付対象者に限り、当分の間、別添 3 の「障害年金についての大切なお知らせ」を同封してください。

なお、事務センターは、障害年金についての大切なお知らせの裏面に、県内の年金事務所の連絡先の入った書式を使用してください。

4. 実施年月日

新規請求・額改定への対応については平成24年8月1日から実施し、障害状態確認届への対応については平成24年9月生月者から実施します。

5. 寄せられた意見

【給付指 2012-131】により寄せられた「意見及び回答」は、別添 4 の通りです。受付事務の取扱い 等の作成に活用させていただきました。

> 照会先 本部年金給付部給付企画 G 担当 太田哲史、渡邉康夫 連絡先(直通)

肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合の診断書の受付事務の留意点について

肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合は併合認定の取扱いをしております。これまで、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)に言語障害に関する記載(「会話状態」欄)があり、その記載内容から言語機能の障害が判断できる場合には、当該診断書のみで障害認定(併合認定)しておりました。

しかし、言語機能の障害認定は、本来「発音不能な語音」と「会話状態」を考慮して障害 認定するべきであることから、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)に「発音不能 な語音」と「会話状態」が併記できるように検討しておりましたが、「発音不能な語音」など の言語機能の障害については、肢体の障害の診断書を作成する機会の多い整形外科等の医師 の専門ではないため、記載は困難であるとの指摘がありました。

これを踏まえて、より適正に障害認定を行うため、今後は肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)から言語機能に関する記載欄を削除することとし、言語機能の障害がある場合には、別途、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用の診断書(様式第120号の2)(以下「言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)」という。)を提出していただくよう取扱いを整理しました。

1.年金受給者等への対応

診断書の様式変更後は、肢体の障害と言語機能の障害が併存する方に対して、年金相談時または障害状態確認届送付時に、言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)の提出に関して以下の対応を行います。なお、以下(1)及び(2)は、肢体の障害と同一の原因(※1)により言語機能の障害がある場合、または、同一の原因ではないが、はじめて2級の場合の対応です。(Q&A(別添2)も参考にしてください。)

※1 肢体の障害と同一の原因により言語機能の障害がある場合というのは、例えば脳 血管障害(脳梗塞、脳出血など)により上肢や下肢の機能障害(肢体の障害)とと もに発音不能などの言語機能の障害が併発する場合です。

(1) 新規請求者・額改定(額改定請求・停止事由消滅届など)への対応

年金事務所等の受付・相談窓口において、肢体の障害による障害年金の請求等があった場合には、言語機能の障害の有無を聞き取り、有りの場合は、言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)の提出について案内(※2)してください。

※2 肢体の障害と言語機能の障害を併合認定した場合、肢体の障害のみで審査するよりも上位等級に決定する場合があることを説明します。その際には、言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)を提出した場合でも、審査の結果、上位

等級とならない場合もあることも併せて説明します。そのうえで、肢体の障害の診断書(様式第 120 号の 3)と言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)を請求者等へ渡してください。

(2) 障害状態確認届への対応

事務センター(障害基礎年金等の場合)及び本部障害年金業務部(障害厚生年金等の場合)は、年金受給者へ障害状態確認届を送付する際に、肢体の障害用の診断書(様式第 120 号の 3)の送付対象者に限り、当分の間、障害年金についての大切なお知らせ(別添3)(※3)を同封してください。

年金事務所またはねんきんダイヤルでは、年金受給者から問い合わせがあった場合、上記(1)と同様に言語機能の障害の有無を聞き取り、有りの場合は、言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)の提出について案内します。また、事務センター(障害基礎年金等の場合)及び本部障害年金業務部(障害厚生年金等の場合)は、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみ提出された場合でも、診断書に言語機能の障害がある旨の記述があった場合(特に、従前の障害等級から変更が考えられる場合)には、上記(1)と同様に言語機能の障害の有無を聞き取り、有りの場合は、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)の提出について案内してください。

※3 事務センターは、障害年金についての大切なお知らせの裏面に、県内の年金事 務所の連絡先の入った書式を使用してください。

2.実施年月日

上記(1)については平成24年8月1日、上記(2)については平成24年9月生月 者から実施。

平成24年7月20日日本年金機構年金給付部

肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合の診断書の受付事務の留意点Q&A

※ このQ&Aにおいて「肢体の障害用の診断書(様式第 120 号の3)」とあるのは、「旧様式の」 としているのを除き、すべて新様式の診断書を言います。

1.一般的な質問

- Q1 障害年金についての大切なお知らせが届きましたが、このお知らせの目的は何ですか。
- A1 平成24年9月に肢体の障害の認定基準の改正に伴い、肢体の障害用の診断書 (様式第120号の3)も様式変更となり、言語機能の障害の欄がなくなりました。言語機能の障害の欄がなくなった後も肢体の障害と同一の原因により言語機能の障害がある方の障害状態を把握したうえで障害等級を決定(併合認定)するには、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)の提出が必要となるためお知らせしております。
- Q2 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)から言語機能の障害の欄がなく なったのはどのような理由からですか。
- A2 肢体の障害と言語機能の障害が併存する場合は併合認定の取扱いをしております。これまで、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)に言語障害に関する記載(「会話状態」欄)があり、その記載内容から言語機能の障害が判断できる場合には、当該診断書のみで障害認定(併合認定)しておりました。

しかし、言語機能の障害認定は、本来「発音不能な語音」と「会話状態」を考慮して障害認定するべきであることから、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)に「発音不能な語音」と「会話状態」が併記できるように検討しておりましたが、「発音不能な語音」などの言語機能の障害については、肢体の障害の診断書を作成する機会の多い整形外科等の医師の専門ではないため、記載は困難であるとの指摘がありました。

これを踏まえて、より適正に障害認定を行うため、今後は肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)から言語機能に関する記載欄を削除することとし、言語機能の障害がある場合には、別途、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥

下機能・言語機能の障害用の診断書(様式第 120 号の 2)(以下「言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)」という。)を提出していただくよう取扱いを整理しました。

- Q3 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)から言語機能の障害の欄がなくなったことにより障害認定はどのように行うのですか。
- A3 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみを提出された場合、肢体の 障害のみ障害認定を行うことになります。(言語障害を含めて認定することがで きなくなります。)
- Q4 肢体の障害と同一の原因により言語機能の障害がある場合というのはどのような場合ですか。
- A 4 例えば、脳血管障害(脳梗塞、脳出血など)が原因で、手足の機能に障害が発生するとともに、発声不能などにより日常会話が困難となる場合です。
- Q5 肢体の障害と同一の原因ではない言語機能の障害があり、はじめて2級により 障害年金を受給しておりますが、これまで肢体の障害用の診断書(様式第120 号の3)のみしか提出しておりません。言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)の提出が必要ですか。
- A5 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみを提出された場合、言語機能の障害を併せて障害認定ができませんので、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)の提出をお願いします。

【年金事務所等での留意事項①】

肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみ提出された場合で、はじめて2級の条文コードが登録されている方の場合は、言語機能の障害の有無を聞き取り、有りの場合は言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)の提出を案内するようにしてください。

はじめて2級の条文コード

新法障害基礎年金: 01-3030000(国民年金法第30条の3) 新法障害厚生年金: 01-4730000(厚生年金保険法第47条の3)

【年金事務所等での留意事項②】

2 つ以上の障害が重複する場合、重複障害として障害等級を国民年金法施行

2/10

令別表または厚生年金保険法施行令別表第 1 から、1 級 1 1 号、2 級 1 7 号、3 級 1 2 号として登録されていることがあります。肢体の診断書コード「6」が登録されている方で、肢体の障害と言語機能の障害を併せて障害認定したためとも考えられますので参考としてください。

- Q6 肢体の障害と言語機能の障害が同一の原因ではない場合でも言語機能の障害 について障害年金を請求できますか。
- A6 肢体の障害とは別に、言語機能の障害について障害年金請求していただきますが、障害年金を受給するには、様々な要件を満たしていることが必要となりますので、言語機能の障害の請求方法について詳しくは年金事務所等の窓口にご相談ください。

なお、肢体の障害と言語機能の障害が同一の原因ではない場合とは、例えば肢体の障害は交通事故が原因であり、言語機能の障害は喉頭ガンが原因である場合などがあります。

- Q7 言語機能の障害の診断書は、どの診療担当科の医師に作成を依頼すればよいのですか。
- A7 言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2) については、特定の診療担当 科の医師でなければ記載できないという制限はありませんが、肢体の障害で受診 中の整形外科等の担当医師では、記載していただけないケースも十分に考えられ ます。その場合には、新たな診療科を受診していただくことになりますが、どの 医療機関や診療科を受診すればよいかは、現在受診中の整形外科等の医師にご相 談ください。
 - 一般的に、言語機能の障害の診療科は、耳鼻咽喉科です。
- Q8 肢体の障害用の診断書(様式第 120 号の 3)と共に言語機能の障害の診断書 (様式第 120 号の 2)を提出すると具体的にどのように障害等級が決定される のですか。
- A8 肢体の障害と同一の原因により言語機能の障害がある場合は、肢体の障害と言語機能の障害を併せて障害等級を決定(併合認定)します。ただし、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)を提出した場合でも、審査の結果、肢体の障害と併せて上位等級になる場合もあれば、上位等級にならない場合もあります。参考に言語機能の障害を併合すると上位等級となるパターンを挙げると次のようになります。

<言語機能の障害が関連する上位等級へ変更となるパターン> 障害認定基準第2節/併合(加重)認定において、併合判定参考表、併合(加重)認定表より

〔肢体の障害〕		〔言語機能の障害〕	〔併合	後の障害等級 (併合番号)〕
2級(2号)	+	2級(2号)	\Rightarrow	1級(1号)
2級(3号)	+	2級(2号)	\Rightarrow	1級(1号)
2級(4号)	+	2級(2号)	\Rightarrow	1級(1号)
3級(6号)	+	3級(6号)	\Rightarrow	2級(4号)
3級(7号)	+	3級(6号)	\Rightarrow	2級(4号)
障害手当金(8号)	+	障害手当金(10号)	\Rightarrow	3級(7号)

- Q9 言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)も提出する場合は、診断書等 の作成にあたり医療機関等への費用負担が発生するが日本年金機構側で負担し てくれないのですか。
- A9 誠に申し訳ございませんが、年金請求のために要する費用について、日本年金 機構で費用負担することはできません。
- Q10 障害年金についての大切なお知らせが郵送されてきたが、私は肢体の障害は ありますが、言語機能の障害はありません。このようなお知らせをするのは失 礼ではないですか。(経費の無駄遣いではないですか。)
- A10 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)の様式が変更となり、言語機能で書の欄がなくなりました。お知らせは肢体の障害と言語機能の障害の両方がある方に関する内容となっていますが、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)を送付している方へ広くお知らせさせていただいております。言語機能に障害がない方は、これまでどおり肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみご提出をお願いします。
- Q11 障害年金についての大切なお知らせが郵送されてきたが、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)の提出だけでなく、言語機能の障害の診断書も提出となると、両方の診断書が作成されるまでに時間がかかってしまいます。もっと早く知らせることはできなかったのですか。
- A11 医療機関へ確実に受診される時期のお知らせが一番効果が見込まれると考えましたので、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)の提出時期にお知らせすることといたしました。言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)

の送付を希望される場合や提出期限までに障害状態確認届を提出できない場合は、年金事務所等へご相談ください。

2.障害認定事務関係の質問

(1) 一般的な質問

- Q12 言語機能の障害は言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)や障害認定基準からどう認定するのですか。
- A12 言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)には、診断書⑩(5)「言語(構音・音声)機能の障害」のア「発音不能な語音」欄とイ「会話状態」欄の記載だけでなく、作成医の所見や現在までの治療の内容など語音や会話状態以外にも認定上参考とすべき内容が記載されていますので、障害認定基準第6節/言語機能の障害の認定要領に基づき、これらを総合的に判断する必要があると考えます。その結果、「会話状態」のみの記載で判断することも、場合によっては可能と考えます。

【参考:障害認定基準の認定要領と診断書記載内容の相関】

①認定要領(2)アに該当(音声又は言語を喪失している場合)

診断書の「発音不能な語音」欄の4つの語音すべてに〇が記載され、 「会話状態」欄の「日常会話が誰が聞いても理解できない。」にも〇が記載されていること。

または、診断書の「発音不能な語音」欄が記載されていなくても、「会話状態」欄では「日常会話が誰が聞いても理解できない。」に〇が記載され診断書の作成医の所見等の欄から音声又は言語が喪失していることが把握できる記載がされていること。

- ② 旧法厚生年金の障害年金の場合では、⑩(5)「言語(構音・音声)機能の障害」欄は、ア「発音不能な語音」イ「会話状態」欄のいずれか一方のみ記載されている診断書でも障害認定は可能です。
- Q13 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)と併せて言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)が提出されました。次回の有期認定の際に、両方の障害状態確認届を機構本部から送付するにはどうすればよいですか。
- A13 肢体の障害の診断書コード「6」に追加して言語機能の障害の診断書コード 「4」も登録してください。

なお、診断書コードの登録にあたっては、肢体の障害のみの場合よりも言語

機能の障害を併合した場合の方が上位等級となる場合に、言語機能の障害の診断書コードを登録するようにしてください。(併せて、障害等級は重複障害としますので、国民年金法施行令別表または厚生年金保険法施行令別表第 1 から、1 級 1 1 号、2 級 1 7 号、3 級 1 2 号として登録してください。)

上記の登録となっていない方に対しては、次回の請求等において言語機能の障害の年金相談があった際に、再び言語機能の障害も含めた審査を希望された場合には、言語機能の障害の診断書(様式第 120 号の 2)等の提出を案内してください。

- (2) 新規請求者・額改定(額改定請求・停止事由消滅届など)についての質問
 - Q14 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみが提出されました。言語機能の障害がある旨の記載がされていましたがどのように対応すればよいですか。
 - A14 本人が言語機能の障害の審査の希望があるのかどうか、肢体の障害と同一の原因による言語機能の障害であるのかどうか、額改定請求や停止事由消滅届の場合であれば前回提出された診断書の内容等を確認するなどして、特に言語機能の障害を考慮した場合に肢体の障害のみの場合よりも上位等級に変更が考えられる場合には、言語機能の障害用の診断書(様式第 120 号の 2)の提出を案内するなど適宜対応して下さい。

なお、請求者等との経過は事跡を残してください。

- Q15 旧様式の肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみが提出されました。診断書裏面の言語機能の障害の欄に言語機能の障害がある旨の記述がありますが、どのように対応すればよいですか。
- A15 A14の対応と同様に対応するのが基本ですが、旧様式の肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)のみの受付の場合において、言語機能の障害の審査をする場合には、必要に応じて診断書作成医への医師照会を行うなど適宜対応のうえ障害認定を行ってください。言語の障害のみでも障害等級に該当する場合や肢体の障害と言語機能の障害を併せると上位等級になる場合は、次回の障害状態確認届の提出時には、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)の提出もしていただくことを本人に了解を得たうえで、言語機能の障害の診断書コードの登録処理を行ってください。

- Q16 肢体の障害と言語機能の障害がある方に対して、言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)はいつの時点の現症日の診断書を添付すればよいですか。
- A16 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)と同時期の言語機能の障害用の診断書(様式第120号の2)の提出を案内するようにしてください。例えば、障害認定日による請求であれば障害認定日より3ヶ月以内の現症日の診断書を提出するよう案内してください。ただし、これから、新たに言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)を作成するために医療機関にかかる等の理由から障害認定日より3ヶ月を経過した言語機能の障害の診断書(様式第120号の2)しか提出ができない場合は、そのまま受付を行い、障害認定医に障害認定日時点の障害状態の診断書として認定が可能かどうか確認して(可能あるいは不可能である場合いずれも認定調書に理由を記入すること。)処理を進めてください。

なお、言語機能の障害用の診断書(様式第 120 号の 2)が、障害認定日時点の障害状態の診断書として認められない時の対応は、以下を参考としてください。

(事務センター及び本部障害年金業務部の対応)

- 例1 障害基礎年金の新規請求
 - ①肢体の障害のみで2級の時

肢体の障害により決定された年金証書をお知らせします。言語機能の 障害の結果について別途お知らせする必要はありません。

②肢体が3級以下の時

肢体の障害は程度不該当による不支給、言語機能の障害は障害認定日の診断書として認められないことによる却下を 1 枚の処分通知の中でお知らせください。

例2 額改定請求

①肢体の障害のみで上位等級

肢体の障害により決定された支給額変更通知書をお知らせします。言語機能の障害の結果について別途お知らせする必要はありません。

②上位等級にならない時

年金額が変更とならないことについてお知らせします。

(3) 障害状態確認届についての質問

- Q17 障害状態確認届の肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)は指定日までに提出が可能であるが、言語機能の障害の診断書の提出に時間がかかるとの相談が受給者から寄せられたがどのように対応すればよいですか。
- A17 障害状態確認届において、肢体の障害と言語機能の障害が同一の原因である 受給者への対応は以下の表の通りア〜エのパターンに分けております。

なお、表は、障害基礎年金の障害状態確認届が年金事務所に提出された場合の対応を示したものです(通常は、市区町村に提出されます。)。障害厚生年金の障害状態確認届では、通常、年金事務所を経由しませんので、その点を踏まえてご対応ください。

①肢体の障害用 診断書 (障害状態確認届) ②言語機能の障害用 診断書 において

	年金事務	8所の対応	事務センター及び	本部障害年金業務部の対応	備考
ア	①②を受付 した。	①②を進達 する。	①②を同時に障害認定する。	処分等へ進む。	②の診断書の現症日は 原則①と同時期である。
7	①のみ提出 され、②は 追って提出 の意思表示 あり。	①のみ受付する。②の提出意思がある旨事跡を残し進達	①のみ受付し、 差し止めとなら ないよう処理す る。 ②の提出を待 つ。	②の提出があった場合は、①②を併せて障害認定する。督促しても②の提出がない場合は、本人確認のうえ①のみで障害認定する。以上の経過の後に処分等へ進む。	②の診断書の現症日は原則①と同時期である。 受給者等との経過は事 跡を残すこと。
Ċ	①のみ提出された。	① の み 受 付 し進達する。	① 定等を表する。 ② で。級から、診言ので。級から、診合出確のでのでき考にはのしまででのでででででできません。 できます はい できる できる できる できる はい いっぱい はい	前回の審査において言語 機能の障害も含めてで 認定していた場合は、② の提出を案内する。その うえで、②の提出があっ た場合は①②を併せせ 度障害認定する。督促し ても②の提出がないうる。 は、本人確認のよする。 みの障害認定と処分等 上の経過の後に処分等 進む。	②の診断書の現症日は原則①と同時期である。 受給者等との経過は事 跡を残すこと。
I	①のかけれている。 でであるが、ののであるが、がかりであるが、がかりである。 が、がかります。 だ。	②は、額改定請求での対応を案内する。	額改定請求として進達された② を審査する。	処分等へ進む。	①のみで障害等級の改定決定があった場合(支給停止となる場合は除く)は、診査を受けた日から起算して 1 年経過日後に改定請求可能となりますのでご注意ください。

【事務センター及び本部障害年金業務部の留意事項】

前回、肢体の障害でのみ障害認定されていた方から、肢体の障害と同一の原因の言語機能の障害用の診断 書が提出された場合は、額改定請求として扱い肢体の障害と言語の障害の障害認定を行います。額改定請求 書の添付がないときは併せて提出するようご案内ください。 前回、肢体の障害のみで障害認定されていたかどうかは、前回の診断書を確認するか、障害等級が重複障害として1級11号、2級17号、3級12号が登録されているか等により判断して対応してください。 なお、処分方法はA16の例2を参照してください。

- Q18 旧様式の障害状態確認届の肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)の みが提出されました。診断書裏面の言語機能の障害の欄に言語機能の障害があ る旨の記述がありますが、どのように対応すればよいですか。
- A18 A15の対応と同様に行います。
- Q19 障害状態確認届において、言語機能の障害の診断書は、いつの時点の現症日の診断書を提出すればよいですか。
- A19 肢体の障害用の診断書(様式第120号の3)と同時期の現症日の診断書の 提出を案内するようにしてください。例えば、6月生月者の方であれば6月の 現症日の診断書を提出するよう案内してください。ただし、これから新たに言 語機能の障害の診断書を作成するために医療機関にかかる等の理由から7月 以降の現症日の言語機能の障害の診断書しか提出ができない場合は、そのまま 受付を行い、障害認定医に6月時点の障害状態の診断書として認定が可能かど うか確認して(可能あるいは不可能である場合いずれも認定調書に理由を記入 すること。)処理を進めてください。

なお、提出された現症日の言語機能の障害用の診断書(様式第 120 号の 2)では、6月時点の障害状態の診断書として認められない時の対応は、以下を参考としてください。

(事務センター及び本部障害年金業務部の対応)

- ①前回、肢体の障害用の診断書にて、肢体の障害と言語機能の障害を認定 肢体の障害のみで障害認定し、支給額変更通知書又は事前通知書にてお 知らせします。言語機能の障害の結果について別途お知らせする必要はあ りません。
- ②前回、肢体の障害用の診断書にて、肢体の障害でのみ障害を認定 額改定請求として扱いますので、A16及びA17の【事務センター及 び本部障害年金業務部の留意事項】を参照してください。

- Q20 障害状態確認届の送付時に、肢体の障害用の診断書(様式第120号の3) と言語機能の障害用の診断書(様式第120号の2)を両方とも送付するよう 診断書コードが登録されている方の場合、「障害年金についての大切なお知らせ」は同封しなくてもよいですか。
- A20 その場合、診断書の提出方法に変更がありませんので「障害年金についての大切なお知らせ」を同封しなくてよいです。ただし、その対応ができるかどうかは障害状態確認届を受給者宛てに発送する各拠点の体制により判断してください。

3. その他の質問

- Q21 肢体の障害の受給者のうち、言語機能の障害もある方の対象者数はわかりますか。
- A21 受給者原簿の情報のみでは対象者を把握することができません。
- Q22 肢体の障害により障害年金を受給している方の、言語機能の障害に関する今後の対応について市区町村への周知は、地方厚生(支)局から行われるのですか。
- A22 指示依頼文書の別添1~3は、地方厚生(支)局から市区町村に連絡される ことになっていますが、市区町村から問い合わせがあった場合は、適宜ご対応 ください。

障害年金についての大切なお知らせ

~言語機能の障害がある場合の診断書の提出について~

この文書は、肢体の障害により障害年金を受給している方に送付しております。肢体の障害と言語機能の障害の両方がある場合に、肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書を併せてご提出いただくことを周知することを目的としてお知らせしております。

平成 24 年 9 月からの肢体の障害の認定基準の改正に伴い、肢体の障害用の診断書の様式が変更となりました。

今までは

肢体の障害用の診断書に言語機能の障害に関する記載欄が一部ありましたので、言語機能の障害用の診断書の提出がなくても言語機能の障害も併せて審査を行うことができました。



これからは

障害認定を適切に行うため、<u>肢体の障害と同一の原因による言語機能の障害(※1)についても審査を希望される場合には、肢体の障害用の診断書に加え、言語機能の障害用の診断書の提出も必要とな</u>ります。

(※1) 同一の原因ではない複数の障害により、「はじめて2級」に該当し年金を受給されている方も同様に、言語機能の障害用の診断書の提出が必要となります。

- Q1 肢体の障害と同一の原因による言語機能の障害がある場合というのはどのような場合でしょうか?
- A1 例えば、脳血管障害(脳梗塞、脳出血など)が原因で、手足の機能に障害が発生するとともに、発 声不能により日常会話が困難となる場合などがあります。
- Q2 肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書の両方を提出するとどのように障害等級が決定 されるのでしょうか?
- A2 肢体の障害と言語機能の障害を併せて障害等級を決定することができます。肢体の障害用の診断書のみご提出いただいた場合には、言語機能の障害の程度を把握することができませんので、肢体の障害の程度のみで障害等級を決定します。

なお、肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書を提出された場合、2つの障害を併せて 審査を行い上位の等級となることもありますが、上位の等級とならないこともあります。

【参考:国民年金・厚生年金保険障害認定基準】

第6節/言語機能の障害 2級・3級・障害手当金の各障害等級の程度より一部抜粋

2級 「音声又は言語機能を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため意思を伝達するために身 ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの」などとされており、障害により発声が全くできない程 度やほとんど発音が不能なため日常会話が誰が聞いても理解できない程度をいいます。

【ご注意】

- ・ 言語機能の障害がない方は、言語機能の障害の診断書を提出する必要は ございません。
- 言語機能の障害用の診断書の送付を希望される方は、裏面の連絡先へお問い合わせください。また、言語機能の障害用の診断書の提出に関してご不明な点がございましたら、裏面の連絡先へお問い合わせください。

言語機能の障害の診断書の提出などご不明な点についてのお問い合わせ先 (FAXでのお問い合わせは、②の年金事務所にて対応いたします。)

(1)ねんきんダイヤル



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日午前8:30~午後7:00火~金曜日午前8:30~午後5:15第2土曜日午前9:30~午後4:00

- *月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00 まで相談をお受けします。
- *祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- 〇ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)から おかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ○「○3-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ○「○570」の最初の「○」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 〇月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

200県内の年金事務所

(受付時間 は上記①と同じです。)

〇〇年金事務所	電話OO-OOO-OOO (FAX	00-0000-0000)
〇〇年金事務所	電話OO-OOO-OOO (FAX	00-0000-0000)
〇〇年金事務所	電話OO-OOO-OOO (FAX	00-0000-0000)
○○年金事務所	電話〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 (FAX	00-0000-0000

言語機能の障害の診断書の提出などご不明な点についてのお問い合わせ先 (FAXでのお問い合わせについては、②をご覧ください。)

(1)ねんきんダイヤル



0570-05-1165

050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日午前8:30~午後7:00火~金曜日午前8:30~午後5:15第2土曜日午前9:30~午後4:00

- *月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00 まで相談をお受けします。
- *祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- 〇ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)から おかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ○「○3-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ○「○570」の最初の「○」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 〇月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

②FAXでのお問い合わせ

FAXでのお問い合わせは、最寄りの年金事務所にて対応いたします。年金事務所のFAX番号は、日本年金機構のホームページでご確認いただけます。

日本年金機構ホームページのトップページにて、「全国の相談・手続き窓口」をクリックしていただきますと、年金事務所を探すことができるページへ進みますので、そちらから年金事務所のFAX番号をご確認ください。



障害給付年金請求書(障害厚生)を進達する際の 裁定請求書登録(取消)処理の取扱い(指示・依頼)

	本部 ブ		ブロ	ブロック本部		事務センター						年金事務所					
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0		\circ					0								0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	

本部関係部

品質管理部、基幹システム開発部、業務管理部、障害年金業務部

目的・趣旨

平成24年8月6日から、障害給付年金請求書(障害厚生)を機構本部障害年金業務部に進達する際の裁定 請求書登録(取消)処理を変更しますので、その取扱いについてお知らせするものです。

ポイント(内容)

〇 平成24年8月6日から、裁定請求書登録(取消)処理について、制度共通裁定請求書登録処理票(以下「登録処理票」という。)により、基礎年金番号、生年月日、裁定請求書の個所符号及び進達番号を登録することで、厚生年金保険、厚生年金保険(船員保険)及び国民年金の登録を一括して行うことが可能となるようシステムを変更します。

また、制度共通裁定請求書登録取消処理票により、登録処理票により登録した情報を取り消すことが可能となります。

なお、入力項目については、変更ありません。

〇 制度共通裁定請求書登録処理及び制度共通裁定請求書登録取消処理の入力方法、ディスプレイ画面等 については、別添を参照願います。

留意事項

- 〇 <u>平成 24 年 8 月 3 日まで</u>に入力した裁定請求書登録処理票(【国年】943-3、【健保厚年】943、【船保】943)、裁定請求書登録取消処理票(【国年】943-4)については、8 月 6 日以降に再送電文を取得することはできませんので、再送状態になった場合は 8 月 3 日までに処理を完了してください。
- 本システムの運用開始に伴い、「年金給付裁定請求書の進達事務の手引」別冊参考 81 頁~89 頁の記載 事項は、廃止します。
- 〇 月曜日から金曜日までの間に登録処理された障害給付年金請求書(障害厚生)にかかる資格記録リストが翌週に障害年金業務部に出力され、このリストを用いて審査を進めますので、<u>登録もれや登録時期</u>の誤りは審査遅延の原因になります。進達スケジュールに即して、制度共通裁定請求書登録処理を行っ

てください。

<u>その他</u>

〇 業務処理要領(マニュアル)の改正は追ってお知らせします。

業務処理要領【マニュアル】 年金給付

障害給付年金請求書 (障害厚生)

Ⅳ 障害給付裁定請求書 (障害厚生) の進達

年金給付部給付企画G 担当 山村 連絡先

年金給付部給付指導 G 担当 松村、越智 連絡先

審査担当チェック欄 ■

届書 処理区分 届書コード 制度共通 藏定請求 書 登 録 処 瓔 票 処 理 名 (制度:共通) 943 制度共通裁定請求書登録処理票の内容を窓口装置から入力することにより、一括処理用 データファイルに年金手帳の基礎年金番号、生年月日、裁定請求書の課所符号及び進達番号 理 を収録する。 機構本部においては、一括処理用データファイルを基に、事務センター及び年金事務所 概 において入力された週の翌週第1営業日に障害審査支援システム向けマスタデータを作成 し、第2営業日に全制度被保険者資格記録リストを作成する。 事務センター 機 構 本 部 所 年 金 事 務 即時処理 制度共通裁定 請求書登録 処理票 検索 処 現存 喪失 船 沖縄部川 基礎年金 ①基礎年金番号、生年月日 被探険者 被探険者 被探険者 被探険者 番号管理 及び裁定請求書の進達番号 К В 玾 ファイル ファイル ファイル ファイル ファイル を入力する。 国年・厚年 丰 ②処理結果を確認する。 全制度被保険 一括処理用 年金給付 CRT者資格記録 デ ー タ システム \vdash 順 ファイル 裁定用記録 作成データ 障害審查支援 不 支 給 データ等 システム向け マスタデータ 理 1. 制度共通裁定請求書登録処理票は、旧法の厚生年金保険及び新法の裁定請求書を受理し、 \mathcal{O} 詳 機構本部へ進達する場合に裁定請求書ごとに入力すること。 細 説明 機構本部においては、入力が行なわれた週の翌週第1営業日に障害審査支援システム向け マスタデータを作成し、第2営業日に全制度被保険者資格記録リストを作成する。 留

意事

項

の処理後に本処理を行うこと。

2. 年金手帳の基礎年金番号が重複して払い出されているときは、「基礎年金番号重複取消届」

				届書	処理区分
処 珰	里 名 制 慶 共 通 戆 定 請 求 書 登 録 取 消 処		届書コー(制度:共通		9
処理の概要	制度共通裁定請求書登録取消処理票の内容を窓理用データファイルから年金手帳の基礎年金番号 達番号を削除する。				
	事 務 セ ン タ ー 年 金 事 務 所	機	構本	部	
	制度共通裁定請求書登録取消処理票				
処理	①基礎年金番号、生年月日 及び裁定請求書の進達番号 を入力する。 KB	•			
手	②処理結果を確認する。 CRT		基礎年金番号管理ファイル		

処理の詳細説明・留意事項

順

1. 制度共通裁定請求書登録取消処理票は、制度共通裁定請求書登録処理票で登録した情報を削除する場合に裁定請求書ごとに入力すること。

·括処理用

裁定用記録 作成データ

- 2. 制度共通裁定請求書登録取消処理票は、制度共通裁定請求書登録処理票を入力した週と同じ週内に入力すること。
- 3. 同一週内に複数回の制度共通裁定請求書登録処理票が登録されている場合は、入力する進達番号にかかわらず、登録した日時が古い順に削除されるので留意すること。

入力項目

入力帳票名		項	Ħ		名		入力項番	省略可・不可	桁数	多 固定 可変	式字種	説明
制度共通裁定請求登録処理票	届	書	ם	t	<u> </u>	ř			3	固定	数字	「943」を入力する。
	基	礎	年	金	番	号	01	不可	10	固定	数字	
	生年		元		号		00	7-1	1	固定	数字	元号は明治「1」、大正「3」、昭 和「5」、平成「7」を入力する。
	月日		年	月	日		02	不可	6	固定	数字	年、月、日とも2桁で入力する。
	進	į	幸	番	E T	号	03	不可	5	固定	数字	
制度共通裁定請求 登録取消処理票	届	書	3	t	_	K			3	固定	数字	「943」を入力する。
	大		×	-		分			1	固定	数字	「9」を入力する。
	基	礎	年	金	番	号	01	不可	10	固定	数字	
	生年		元		号		00	3 - 1	1	固定	数字	元号は明治「1」、大正「3」、昭 和「5」、平成「7」を入力する。
	月日		年	月	日	02	不可	6	固定	数字	年、月、日とも2桁で入力する。	
	進	į	幸	番	<u>.</u>	号	03	不可	5	固定	数字	

進達番号は5桁である。

1桁目は和暦年の下1桁となり、2桁目は「9」とし、残り3桁は進達の順位である。

ディスプレイ画面フォーマット

恒								
制度共通裁定請求書登録処理票	届書 1- 1、943大区分 小区分 操作番号	番号 9999 -999999 02						
		基礎年金進達番号						
	選択	0 1 0 3						
半								

ディスプレイ画面フォーマット

● 制度共通教に請求書 登録処理票入力時点の 加入制度名称を表示す る。加入していない制度 名はスペース編集され る。			
恒			
中			
無		~	
引 到		×	
線区用		\bowtie	
海 公 中	性 別 X	×	
₭ #	2 1	×	
□ ◆ 0 0 2 0 2 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	× ×	×	
浜区	×××	×	
題 [€] ⁶ ⁹	X	×	
# 追 9 4 3 9 9 9 9	× × ×	×	
₩ , 6 6	×××	×	
# - E 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	X	×	
# 6 6 6	××	×	
世	×××	×	
海市	$_{\times}^{\times}$ \times	×	
金 中	×××	×	
年 梅	×××	×	
整 违		赵	
基 進	柘	"一"	
天 0 1 0 3		加入制(注1)	
殿 0 0	出	式	
灣			
# 			

ディスプレイ画面フォーマット

恒						
1	瀬作番号 9-999999 					
制度共通裁定請求書登録即	届書 1 - 1、943 大区分 9 小区分 9999 - 9999999 02 生年月日 999999					
Ш	基礎年金番号准確等	ή ή				
田 半	廣 () () () () () () () () () () () () ()					

ディスプレイ画面フォーマット

は上が人が関大道教を請求書 制度共通教定請求書 登録取消処理票入力時 点の加入制度名称を表 示する。加入していない 制度名はスペース編集 される。			
垣			
農 票 操 作 番 号 99999999			
校 消 处 進 分 日 9		X X	
書 發象 B 9 小区 在 年 月	体 X	×	
话大 插 区 区 水 分 分 分	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	× ×	
美井 通 裁	XXXXXXX	×	
制 届 書 ュート 日 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	X	×	
金 号 番 忠	X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	X X X	
選 選 選 番		茰	
選 り 0 0 3	元	加入制(注1)	
州			

米 宗	1	
グループ長	課	
副事務センター長	副所長	
事務センター長	所長	

滋	1
③進達番号	
	Ш
Ш	H H
町	
卅	争
#	
8	1. 3. 3. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.
-1-	
海市	
倒	
表 加	
基務	
6	
憲	
 -	
年金	
\Box	

© 備	
② 給 付 種 別	
0 被保険者氏名	

析

苯	Į Į	
グループ長	難	
副事務センター長	副所長	
事務センター長	所長	

制度共通裁定請求書登録取消処理票

①年金手帳の基礎年金番号	② 生 年 月 日	③進達番号
	1. 明 治 年 月 日 3. 大 正 5. 昭 和 7. 平 成	

四

処理処分

石書コード

#1

6

 \Im

4

6

送信

析	
() (備	
(日)	
②被保険者氏名	

3. 金融機関の新設・店舗名称変更

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の新設(平成24年6月28日 給付情 2012-92)

金融機関(楽天銀行)の新設(平成24年8月15日支払から)について、お知らせしたものです。

〇【情報提供】金融機関の店舗名称変更

(平成24年6月29日 給付情 2012-94)

金融機関の店舗名称変更(平成24年8月15日支払から変更)について、お知らせしたものです。

〇【情報提供】金融機関の店舗名称変更の差替え(金融機関コードの誤表記) (平成24年7月5日 給付情 2012-96)

平成24年6月29日(給付情 2012-94)でお知らせした「金融機関の店舗名 称変更」の一部の金融機関(みちのく銀行)の金融機関コードに誤表記があった ことをお知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更

(平成24年7月31日 給付情 2012-107)

金融機関の店舗名称変更(平成24年9月14日支払から変更)について、お知らせしたものです。

文書区分							
重要度高	要報告	緊急					

平成24年6月28日 給付情2012-92 国年情2012-89 厚年情2012-109

金融機関の新設 (情報提供)

	本	部	ブロック本部			ブロック本部 事務センター			年金事務所								
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G (総務)	厚年G(厚年)	国 年 G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	V				

本部関係部

基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的·趣旨

金融機関の新設についてご連絡します。

ポイント (内容)

- 1. 新設となる金融機関・店舗名(別紙1)は、平成24年8月15日支払から追加となります。
- 2. 業務スケジュールにつきましては、別紙2のとおりです。
- 3. 国民年金保険料、厚生年金保険料等につきましては、金融機関の新設時に歳入代理店等になっていな いため、口座振替の取り扱いは行っておりません。
- 4. 上記の保険料等につきましては、歳入代理店等となり、口座振替を取り扱うこととなった場合、別途 国民年金部、厚生年金保険部より情報提供を行います。

照会先(年金給付に関すること)

(国民年金保険料に関すること)

(厚生年金保険料等に関すること)

年金給付部 給付企画 G 馬場 (秀一)、上林 (直通) 連絡先 |

国民年金部 適用収納企画指導G 連絡先

厚生年金保険部 徵収企画指導G 連絡先

(直通)

金融機関名·店舗一覧

	(新)						
金融機関名/コード	新店舗(漢字)	新店舗コート゛	新店舗(カナ)				
	オペラ支店	205	オペラ				
	為替センター	021	カワセセンター				
	サルサ支店	207	サルサ				
	サンバ支店	203	サンバ				
	ジャズ支店	201	ジヤス゛				
	センター	020	センター				
	タンゴ支店	206	タンゴ				
	第一営業支店	251	ダイイチエイギヨウ				
	ダンス支店	208	ダンス				
	ドラム支店	213	ト゛ラム				
	ひかり支店	301	ヒカリ				
	ビート支店	210	t*-h				
	ピアノ支店	212	ピアノ				
	法人第一支店	701	ホウシ`ンタ`イイチ				
楽天銀行 0036	法人第二支店	702	ホウシ゛ンタ゛イニ				
	法人第三支店	703	ホウシ゛ンタ゛イサン				
	法人第四支店	704	ホウシ ゙ンタ゛イヨン				
	法人第五支店	705	ホウシ゛ンタ゛イコ゛				
	法人第六支店	706	ホウジンダイロク				
	本店	101	ホンテン				
	マーチ支店	211	マーチ				
	楽天証券支店	707	ラクテンショウケン				
	楽天第一支店	711	ラクテンダ・イイチ				
	楽天第二支店	712	ラクテンダ・イニ				
	楽天第三支店	713	ラクテンダイサン				
	楽天第四支店	714	ラクテンダ・イヨン				
	リズム支店	209	リス゛ム				
	ロック支店	202	ロツク				
	ワルツ支店	204	ワルツ				

○金融機関の新設に関する業務スケジュール

1) 裁定処理 平成24年7月12日裁定分から (オンラインは平成24年7月2日入力分から)

2) 支払処理 平成24年8月定期支払分から

3)諸変更処理 平成24年7月2日入力分から

	平成24年7月	平成24年8月
新規裁定日	12	
新規裁定原簿の 画面照写開始日	17	
支 払 日		15
諸変更入力開始日 (諸変更取消締切日)	2 19	

平成24年6月29日 給付情2012-94

文	文書区分						
重要度高	要報告	緊急					

金融機関の店舗名称変更(情報燙供)

	本	部	ブロ	ック	本部		事務センター			年金事務所							
宛先	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年 G (厚年)	国 年 G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	0	,			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更についてご連絡します。

ポイント (内容)

- 1. 平成24年8月15日支払からの変更となります。
- 2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙1・2を参照願います。

照会先 本部年金給付部 給付企画 G 担当 馬場(秀一)、<u>上林</u> 銀行 【別紙1】

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0175	ビラフ	ビラフ	平成24年8月1日
四国銀行	美良布出張所	美良布代理店	
0175	オオドチ	オオドチ	平成24年8月1日
四国銀行	大栃出張所	大栃代理店	
0114	ハコダテ	ハコダテ	平成24年7月2日
みちのく銀行	函館	函館営業部	
0151 清水銀行	イマイズミ 今泉出張所	ョシワラ 吉原	平成24年8月6日
0596	ヤフソ	ウラソエ	平成24年6月1日
沖縄海邦銀行	やふそ出張所	浦添	
0161	ツクノ	ツクノ	平成24年7月17日
池田泉州銀行	津久野出張所	津久野	
0161	カンダ	トウキヨウ	平成24年6月25日
池田泉州銀行	神田	東京	
0161	センリチユウオウエキマエ	センリチュウオウ	平成24年6月25日
池田泉州銀行	千里中央駅前	千里中央	
0517		オオゾ	平成24年5月7日
栃木銀行		大曽	新設
0158		フクチヤマエキナン	平成24年7月9日
京都銀行		福知山駅南	新設
0131		リュウガサキニュータウン	平成24年6月6日
筑波銀行		竜ヶ崎ニュータウン出張所	新設

農協等 【別紙2】

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3024	ハナサキフクイカド	6810	ミクニ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	加戸	花咲ふくい農協	三国	
3024	ハナサキフクイハマシゴウ	6810	ミクニ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	浜四郷	花咲ふくい農協	三国	
3024	ハナサキフクイツボエ	6810	カナヅ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	坪江	花咲ふくい農協	金津	
3024	ハナサキフクイキベ	6810	サカイ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	木部	花咲ふくい農協	坂井	
3024	ハナサキフクイホンジョウ	6810	アワラ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	本荘	花咲ふくい農協	芦原	
3024	ハナサキフクイタカボコヒガシ		マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	高椋東	花咲ふくい農協	丸岡	
3024	ハナサキフクイイソベ	6810	マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	磯部	花咲ふくい農協	丸岡	
3024	ハナサキフクイノウネ	6810	マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	長畝	花咲ふくい農協	丸岡	
3016	ナガノケンシンレンチュウシン		マツモト	平成24年7月17日
長野信連	中信	長野信連	松本営業部	
3013	アキガワヒライ	5039	ヒノデ	平成24年4月28日
秋川農協	平井	秋川農協	日の出	
3020	ヒガシミノトオヤマ	6287	ヤマオカ	平成24年5月11日
東美濃農協	遠山	東美濃農協	山岡	
3020	ヒガシミノツルオカ	6287	ヤマオカ	平成24年5月14日
東美濃農協	鶴岡	東美濃農協	山岡	
3022	アイチトヨタワカバヤシ	6582	タカオカ	平成24年5月11日
あいち豊田農協	若林 	あいち豊田農協	高岡	
3040	ヤナガワリヨウカイ	8680	ヤナガワ	平成24年4月27日
柳川農協	両開	柳川農協	柳川	
3040	ヤナガワニシミヤナガ	8680	ヤナガワ	平成24年4月27日
柳川農協	西宮永	柳川農協	柳川	
3040	ヤナガワナカシマ	8680	ヤマト	平成24年4月27日
柳川農協	中島	柳川農協	大和	T #04/F4 F 03 F
3040	ヤナガワエキマエ	8680	ミツハシ	平成24年4月27日
柳川農協	駅前	柳川農協	三橋	T # 04 # 5 P 4 P
3040 福岡大城農協	フクオカオオキ	8667	ホンテン	平成24年5月1日
個四人城長協 3040	本所	福岡大城農協	本店	亚戊04年5月1日
3040 福岡大城農協	フクオカオオキオオカワチュウオウ 大川中央	福岡大城農協	オオカワ 大川	平成24年5月1日
福岡八城長協 3040			オオカワ	亚中04年4月07日
3040 福岡大城農協	フクオカオオキミツマタ 三又	8667 福岡大城農協	大川	平成24年4月27日
3040	フクオカオオキキムロ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
3040 福岡大城農協	木室	福岡大城農協	大川	十八人之4十4万27日
3040	<u> </u>	8667	オオカワ	平成24年4月27日
3040 福岡大城農協	田口	福岡大城農協	大川	1 %47年7月47日
3040	フクオカオオキカワグチ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
福岡大城農協	川口	福岡大城農協	大川	1 12/27 7 7 7 7 1
3040	フクオカオオキオオノシマ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大野島	福岡大城農協	大川	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3040	フクオカオオキジョウジマチュウオウ	8667	ジョウジマ	平成24年5月1日
福岡大城農協	城島中央	福岡大城農協	城島	1,73= 1,771
3040	フクオカオオキエガミ	8667	ジョウジマ	平成24年4月27日
福岡大城農協	江上	福岡大城農協	城島	
3040	フクオカオオキアオキ	8667	ジョウジマ	平成24年4月27日
福岡大城農協	青木	福岡大城農協	城島	1,77=-1,77=-1
3040	フクオカオオキオオキチュウオウ		オオキ	平成24年5月1日
福岡大城農協	大木中央	福岡大城農協	大木	
3040	フクオカオオキオオミゾ	8667	オオキ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大溝	福岡大城農協	大木	
3040	フクオカオオキオオイ	8667	オオキ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大莞	福岡大城農協	大木	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1月(コントン外が区)が	1/1/6	「山口ノマックの文団	12.5717	

平成24年7月5日 給付情2012-96

文	文書区分							
重要度高	要報告	緊急						

金融機関の店舗名称変更の差替え(情報提供)

	本	部	ブロ	ック	ック本部 事務センター					年金事務所							
宛先	各部 (全)	関係部	物理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G (厚年)	国年G	年給G	記 録 G	突合 G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	0				

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的 趣旨

平成24年6月29日付【給付情2012-94】金融機関の店舗名称変更(情報提供)により、金融機関の店舗名称変更についてお知らせしたところですが、このうち、銀行【別紙1】について、金融機関名コードに誤りがありましたので、差替えの上、再掲示することをお知らせするものです。

ポイント(内容)

1. 銀行【別紙1】の修正箇所(下線部)は、次のとおりです。

(修正前)・・・・0114 みちのく銀行

(修正後)・・・・O 1 1 8 みちのく銀行

※金融機関名の修正はございません。

2. 現在、誤った金融機関名コード「O 1 1 4」を使用している金融機関はございませんので、当該コードの入力処理はできません。

照会先 本部年金給付部 給付企画 G 担当 馬場(秀一)、<u>上林</u>

連絡先

銀行 【別紙1】

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0175	ビラフ	ビラフ	平成24年8月1日
四国銀行	美良布出張所	美良布代理店	
0175	オオドチ	オオドチ	平成24年8月1日
四国銀行	大栃出張所	大栃代理店	
0118	ハコダテ	ハコダテ	平成24年7月2日
みちのく銀行	函館	函館営業部	
0151	イマイズミ	ヨシワラ	平成24年8月6日
清水銀行	今泉出張所	吉原	
0596	ヤフソ	ウラソエ	平成24年6月1日
沖縄海邦銀行	やふそ出張所	浦添	
0161	ツクノ	ツクノ	平成24年7月17日
池田泉州銀行	津久野出張所	津久野	
0161	カンダ	トウキョウ	平成24年6月25日
池田泉州銀行	神田	東京	
0161	センリチユウオウエキマエ	センリチュウオウ	平成24年6月25日
池田泉州銀行	千里中央駅前	千里中央	
0517		オオゾ	平成24年5月7日
栃木銀行		大曽	新設
0158		フクチヤマエキナン	平成24年7月9日
京都銀行		福知山駅南	新設
0131		リユウガサキニュータウン	平成24年6月6日
筑波銀行		竜ヶ崎ニュータウン出張所	新設

農協等 【別紙2】

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3024	ハナサキフクイカド	6810	ミクニ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	加戸	花咲ふくい農協	三国	
3024	ハナサキフクイハマシゴウ	6810	ミクニ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	浜四郷	花咲ふくい農協	三国	
3024	ハナサキフクイツボエ	6810	カナヅ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	坪江	花咲ふくい農協	金津	
3024	ハナサキフクイキベ	6810	サカイ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	木部	花咲ふくい農協	坂井	
3024	ハナサキフクイホンジョウ	6810	アワラ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	本荘	花咲ふくい農協	芦原	
3024	ハナサキフクイタカボコヒガシ		マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	高椋東	花咲ふくい農協	丸岡	
3024	ハナサキフクイイソベ	6810	マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	磯部	花咲ふくい農協	丸岡	
3024	ハナサキフクイノウネ	6810	マルオカ	平成24年7月17日
花咲ふくい農協	長畝	花咲ふくい農協	丸岡	
3016	ナガノケンシンレンチュウシン		マツモト	平成24年7月17日
長野信連	中信	長野信連	松本営業部	
3013	アキガワヒライ	5039	ヒノデ	平成24年4月28日
秋川農協	平井	秋川農協	日の出	
3020	ヒガシミノトオヤマ	6287	ヤマオカ	平成24年5月11日
東美濃農協	遠山	東美濃農協	山岡	
3020	ヒガシミノツルオカ	6287	ヤマオカ	平成24年5月14日
東美濃農協	鶴岡	東美濃農協	山岡	
3022	アイチトヨタワカバヤシ	6582	タカオカ	平成24年5月11日
あいち豊田農協	若林 	あいち豊田農協	高岡	
3040	ヤナガワリヨウカイ	8680	ヤナガワ	平成24年4月27日
柳川農協	両開	柳川農協	柳川	
3040	ヤナガワニシミヤナガ	8680	ヤナガワ	平成24年4月27日
柳川農協	西宮永	柳川農協	柳川	
3040	ヤナガワナカシマ	8680	ヤマト	平成24年4月27日
柳川農協	中島	柳川農協	大和	T #04/F4 F 07 F
3040	ヤナガワエキマエ	8680	ミツハシ	平成24年4月27日
柳川農協	駅前	柳川農協	三橋	T # 04 # 5 P 4 P
3040 福岡大城農協	フクオカオオキ	8667	ホンテン	平成24年5月1日
個四人城長協 3040	本所	福岡大城農協	本店	亚戊04年5月1日
3040 福岡大城農協	フクオカオオキオオカワチュウオウ 大川中央	福岡大城農協	オオカワ 大川	平成24年5月1日
福岡八城長協 3040			オオカワ	亚中04年4月07日
3040 福岡大城農協	フクオカオオキミツマタ 三又	8667 福岡大城農協	大川	平成24年4月27日
3040	フクオカオオキキムロ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
3040 福岡大城農協	木室	福岡大城農協	大川	十八人之4十4万27日
3040	<u> </u>	8667	オオカワ	平成24年4月27日
3040 福岡大城農協	田口	福岡大城農協	大川	1 %47年7月47日
3040	フクオカオオキカワグチ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
福岡大城農協	川口	福岡大城農協	大川	1 12/27 7 7 7 7 1
3040	フクオカオオキオオノシマ	8667	オオカワ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大野島	福岡大城農協	大川	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3040	フクオカオオキジョウジマチュウオウ	8667	ジョウジマ	平成24年5月1日
福岡大城農協	城島中央	福岡大城農協	城島	1,73= 1,771
3040	フクオカオオキエガミ	8667	ジョウジマ	平成24年4月27日
福岡大城農協	江上	福岡大城農協	城島	
3040	フクオカオオキアオキ	8667	ジョウジマ	平成24年4月27日
福岡大城農協	青木	福岡大城農協	城島	1,77=-1,77=-1
3040	フクオカオオキオオキチュウオウ		オオキ	平成24年5月1日
福岡大城農協	大木中央	福岡大城農協	大木	
3040	フクオカオオキオオミゾ	8667	オオキ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大溝	福岡大城農協	大木	
3040	フクオカオオキオオイ	8667	オオキ	平成24年4月27日
福岡大城農協	大莞	福岡大城農協	大木	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1月(コントン外が区)が	1/1/6	「山口ノマックの文団	12.5717	

平成24年7月31日 給付情2012-107

文	文書区分						
重要度高	要報告	緊急					

金融機関の店舗名称変更 (情報提供)

	本部		ブロック本部		事務センター				年金事務所								
宛先	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	0				

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更についてご連絡します。

ポイント (内容)

- 1. 平成24年9月14日支払からの変更となります。
- 2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙1・2を参照願います。

照会先 本部年金給付部 給付企画G 担当 馬場 (秀一)、<u>上林</u>

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0146	イズミノ	イズミ	平成24年7月13日
北國銀行	泉野	泉	
0146	ヤナギダ	ウシツ	平成24年6月22日
北國銀行	柳田	宇出津	
0157	カミガサ	クサツニシ	平成24年7月17日
滋賀銀行	上笠	草津西	
0009	ミナトミライ	ヨコハマチユウオウ	平成24年7月6日
三井住友銀行	みなとみらい	横浜中央	
1009	ムロランチユウオウ	ムロラン	平成24年9月7日
伊達信用金庫	室蘭中央	室蘭	
1009	ホロベツ	ワシベツ	平成24年9月7日
伊達信用金庫	幌別	わしべつ	
1442	ニンジンカン	カワラマチ	平成24年8月27日
のと共栄信用金庫	にんじん館出張所	川原町	
1442	カナザワチユウオウ	セイブ	平成24年8月27日
のと共栄信用金庫	金沢中央	西部	
1319	ヒガシカマタ	カマタ	平成24年9月10日
芝信用金庫	東蒲田	蒲田	
2963	チバミナミ	チバ	平成24年8月20日
中央労働金庫	一 千葉南	千葉	
0501	ヒラギシミナミ	ヒラギシチュウオウ	平成24年7月9日
北洋銀行	平岸南	平岸中央	
0501	シンコトニニシ	シンカワチュウオウ	平成24年7月9日
北洋銀行	新琴似西	新川中央	
1756	オノミチニシ	オノミチ	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫	尾道西	尾道	
1756	コウチ	ホンゴウ	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫	河内	本郷	
1756	ダイワ	トヨサカ	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫	大和	豊栄	T-*
1756	ハチホンマツ	サイジョウ	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫	八本松	西条	
1756	インノシマ	セトダ	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫	因島	瀬戸田	T C C C 4 4 B 3 B
1756	イセガオカ	ザオウ	平成23年11月7日
<u>しまなみ信用金庫</u>	伊勢丘	蔵王 マケギノ	亚世02年11日7日
1756 しまなみ信用金庫	ミノミムカイガオカ	アケボノ 曙	平成23年11月7日
しまなみ信用金庫 1756	水呑向丘		亚出22年11日2日
1756 しまなみ信用金庫	ユキ 油木	トウジョウ 東城	平成23年11月7日
1756	ヒガシ	フクヤマ	平成23年11月7日
1756 しまなみ信用金庫	東	福山営業所	十八八八十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
1756	マツナガ	タカス	平成23年11月7日
1756 しまなみ信用金庫	松永	高須	十八八十二月 / 日
0161	الحدا	スミヨシミカゲ	平成24年7月24日
池田泉州銀行		住吉御影	1 /%47十 / 刀 44日
/ D F4 / N / N # M 1	1	F FI INLAN	
1	•	•	

農協等 【別紙2】

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
8013	トウキヨウミライメグリタ	5077	ヒガシムラヤマニシ	平成24年6月22日
東京みらい農協	廻田	東京みらい農協	東村山西	
037	カガワケンマツオ	8332	トミダ	平成24年7月27日
MATERIAN MATERIAL	松尾	香川県農協	富田	
037	カガワケンカンザキ	8332	イシダ	平成24年7月27日
香川県農協 	神前	香川県農協	石田	T-8
6037 5 山原 曲 45	カガワケンカミヤマ	8332	ミキチョウ	平成24年7月27日
<u>多川県農協</u>	神山	香川県農協	三木町	T-*
037 Europ #145	カガワケンヒガシウエタ	8332	ウエタ	平成24年7月27日
§川県農協	東植田	香川県農協	<u>植田</u> タヒ	亚产04年2月02日
037 香川県農協	カガワケンオオタ 太田	8332 香川県農協	多肥	平成24年7月27日
3037 1037	カガワケンマツフク	省川乐辰協 8332	シオガミ	平成24年7月27日
537 香川県農協	松福	6332 香川県農協	塩上	十成24年/月2/日
037	カガワケンリツリン	8332	サクラマチ	平成24年7月27日
537 5川県農協	栗林	香川県農協	桜町	十八八八十八八八八
037	カガワケンソギショ	8332	ヤマダ	平成24年7月27日
5.7. 5川県農協	がかりケンノキショ 粉所	6332 香川県農協	山田	十成24年/月2/日
037	カガワケンニシブン	8332	ヤマダ	平成24年7月27日
037 5川県農協	西分	8332 香川県農協	山田	一次29十/月2/日
037	カガワケンハユカカミ	8332	ヤマダ	平成24年7月27日
537 5川県農協	羽床上	6332 香川県農協	山田	一次244/月2/日
67川宗辰協 037	カガワケンハユカ	省川乐辰協 8332	タキノミヤ	平成24年7月27日
537 野川県農協	羽床	6332 香川県農協	滝宮	1 火(寸十 / 万 / / 口
037	カガワケンカモ	8332	フチュウ	平成24年7月27日
507 香川県農協	加茂	香川県農協	府中	1 10,27 - 7 7 2 7 1
037	カガワケンニシノショウ	8332	フチュウ	平成24年7月27日
537 香川県農協	西庄	香川県農協	府中	一次24年7月27日
037	カガワケンニシウエタ	8332	ウエタ	平成24年7月30日
507 5川県農協	西植田	香川県農協	植田	
037	カガワケンユサ	8332	コウナン	平成24年8月24日
507 香川県農協	由佐	香川県農協		
037	カガワケントミクマ	8332	アヤウタ	平成24年8月24日
507 5川県農協	富能	香川県農協	綾歌	1 10024-0712411
037	カガワケンキョウエイソウダ		コトナミ	平成24年8月24日
50. 5川県農協	協栄造田	香川県農協	琴南	1,22.10,72.14
037	カガワケンシチカ	8332	チュウナン	平成24年8月24日
5川県農協 「加県農協	七箇	香川県農協	仲南	1,22.10,72.14
037	カガワケンカワニシ	8332	マルガメ	平成24年8月24日
5. 5川県農協	川西	香川県農協	丸亀	1,22.10,72.1
037	カガワケンタルミ	8332	マルガメ	平成24年8月24日
··· 「別県農協	垂水	香川県農協	丸亀	1,77=1,1=1,1=1,1=1,1=1,1=1,1=1,1=1,1=1,1
037	カガワケンドキ	8332	マルガメヒガシ	平成24年8月24日
引果農協	土器	香川県農協	丸亀東	1,77=1,12,7=1,1
037	カガワケンゾウゴウ	8332	コトヒラ	平成24年8月24日
50. 5川県農協	象郷	香川県農協	琴平	
037	カガワケンコウダ	8332	ヤマモト	平成24年8月24日
川県農協	神田	香川県農協	山本	
037	カガワケンツジ	8332	ヤマモト	平成24年8月24日
川県農協	辻	香川県農協	山本	
037	カガワケンコウチ	8332	ヤマモト	平成24年8月24日
川県農協	河内	香川県農協	山本	
037	カガワケンサイタカミクロガワ	8332	サイタ	平成24年8月24日
川県農協	財田上黒川	香川県農協	財田	
037	カガワケンサイタナカ	8332	サイタ	平成24年8月24日
川県農協	財田中	香川県農協	財田	
037	カガワケンカツマ	8332	タカセ	平成24年8月24日
引県農協	勝間	香川県農協	高瀬	
037	カガワケンヒジフタ	8332	タカセ	平成24年8月24日
訓県農協	比地二	香川県農協	高瀬	
037	カガワケンヨシヅ	8332	ミ /	平成24年8月24日
引県農協	吉津	香川県農協	三野	
037	カガワケンタカセオオミ	8332	E /	平成24年8月24日
川県農協	高瀬大見	香川県農協	三野	

3037	カガワケンニノミヤ	8332	タカセトウブ	平成24年8月24日
香川県農協	二ノ宮	香川県農協	高瀬東部	
3037	カガワケンアワイ	8332	トヨタ	平成24年8月24日
香川県農協	粟井	香川県農協	豊田	
3037	カガワケンキノゴウ	8332	クニタ	平成24年8月24日
香川県農協	木之郷	香川県農協	柞田	
3037	カガワケンイケニシ	8332	コウナン	平成24年8月27日
香川県農協	池西	香川県農協	香南	
3037	カガワケンクリクマ	8332	アヤウタ	平成24年8月27日
香川県農協	栗熊	香川県農協	綾歌	
3037	カガワケンミアイ	8332	コトナミ	平成24年8月27日
香川県農協	美合	香川県農協	琴南	
3037	カガワケンソゴウ	8332	チュウナン	平成24年8月27日
香川県農協	十郷	香川県農協	仲南	
3037	カガワケンイイノ	8332	マルガメヒガシ	平成24年8月27日
香川県農協	飯野	香川県農協	丸亀東	
3037	カガワケンコトヒラチヨウエナイ		コトヒラ	平成24年8月27日
香川県農協	琴平町榎井	香川県農協	琴平	
3037	カガワケンサイタオオノ	8332	ヤマモト	平成24年8月27日
香川県農協	財田大野	香川県農協	山本	
3037	カガワケンサイタカミ	8332	サイタ	平成24年8月27日
香川県農協	財田上	香川県農協	財田	
3037	カガワケンカミタカセ	8332	タカセ	平成24年8月27日
香川県農協	上高瀬	香川県農協	高瀬	
3037	カガワケンシモタカセ	8332	ミノ	平成24年8月27日
香川県農協	下高瀬	香川県農協	三野	
3037	カガワケンアサ	8332	タカセトウブ	平成24年8月27日
香川県農協	麻	香川県農協	高瀬東部	
3018	イミズノシモムラ	5911	トウブ	平成24年8月10日
いみず野農協	下村	いみず野農協	東部	
3018	イミズノエビエ	5911	トウブ	平成24年8月10日
いみず野農協	海老江	いみず野農協	東部	_ D
3018	イミズノシチミ	5911	トウブ	平成24年8月10日
いみず野農協	七美	いみず野農協	東部	
3018	イミズノホンゴウ	5911	トウブ	平成24年8月13日
いみず野農協	本江	いみず野農協	東部	T-\$0.45=0.0
9484	ヤマグチケンホウフ	9484	キツサ	平成24年7月2日
山口県漁協	<u>防府</u>	山口県漁協	吉佐	T-101/T-1007
		4027	サカタヒガシ	平成24年7月30日
		庄内みどり農協	酒田ひがし	新設
		4069	ニホンマツミナミ	平成24年7月17日
		みちのく安達農協	二本松南	新設
		6355	フジカワ	平成24年7月13日
		富士市農協	富士川	新設
		6355	マツノ	平成24年7月13日
		富士市農協	松野	新設

編集発行 日本年金機構本部 年金給付部

〒168 TEL.

都杉並区高井戸西3丁目5番24号